

平成 24 年第 1 回定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

	頁
◎所管事項説明	
1 防災対策部の組織機構について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 平成 24 年度防災対策部予算について・・・・・・・・・・	2
3 南海トラフの巨大地震モデル検討会（第 1 次報告） 県内関係分について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4 防災・減災対策検討会議について・・・・・・・・・・	12
5 三重県地域防災計画について・・・・・・・・・・	16
6 地域・企業防災力向上に向けた取組について・・・・・・・・	20
7 三重県防災通信ネットワークについて・・・・・・・・	24
8 防災情報提供プラットフォームについて・・・・・・・・	28
9 消防の広域化について・・・・・・・・・・	32
10 消防救急無線のデジタル化について・・・・・・・・	34
11 石油コンビナートの防災対策について・・・・・・・・	36
12 事業所等における予防・保安対策について・・・・・・・・	40
13 災害対策本部の新体制について・・・・・・・・	42
14 県と市町における災害時広域支援体制の構築について	46
15 広域防災拠点の整備について・・・・・・・・	50
16 防災訓練等について・・・・・・・・	54
17 危機管理の推進について・・・・・・・・	58
18 国民保護の推進について・・・・・・・・	60

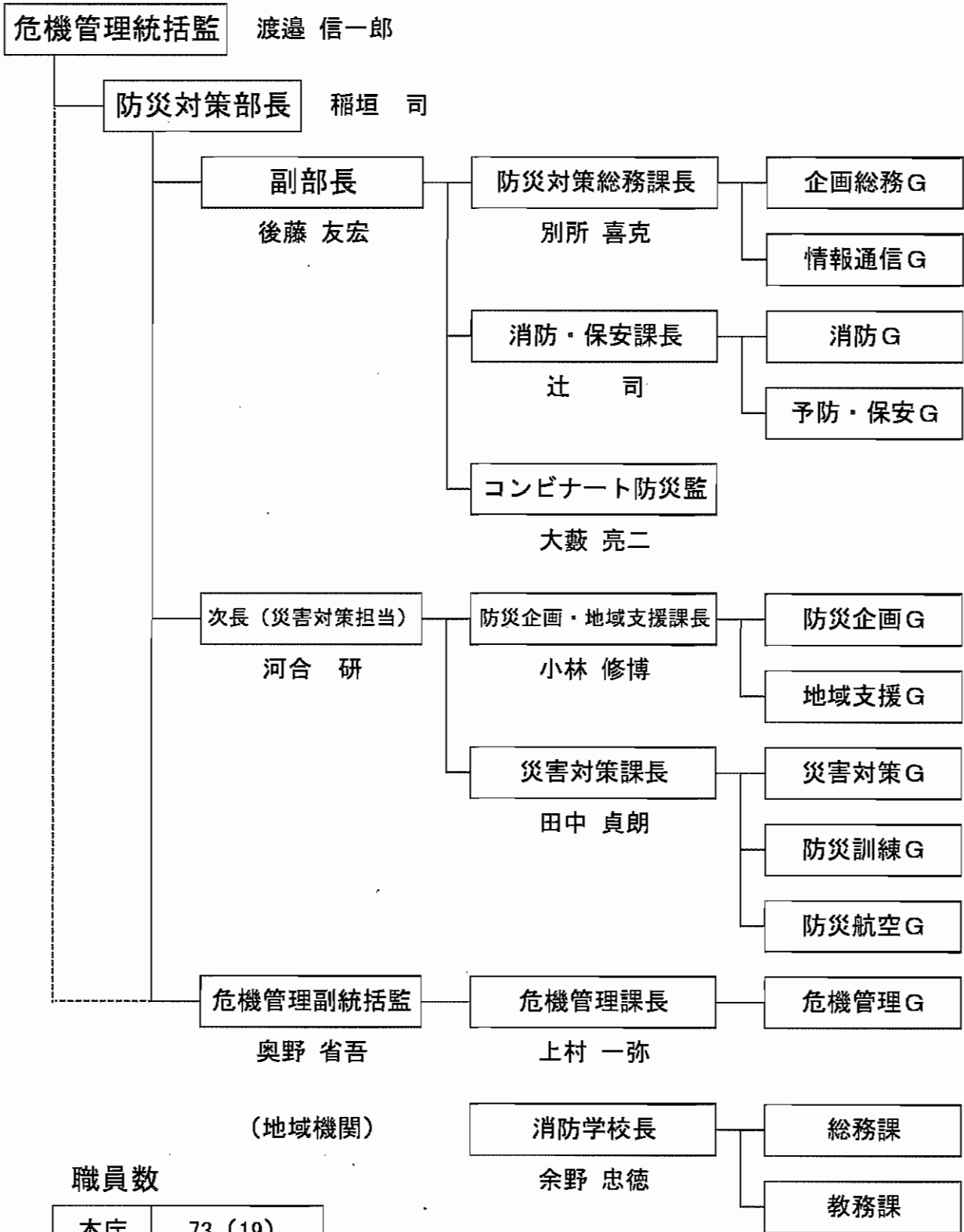
○ 別冊

- ・ 事務事業概要

平成 24 年 5 月 25 日

防災対策部

1 防災対策部の組織機構について



職員数

本庁	73 (19)
地域機関	15 (7)
合計	88 (26)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 平成24年度防災対策部予算について

平成24年度の防災対策部予算総額は29億5,828万7千円で、前年度予算（6月補正後）と比較し、5億7,404万9千円（16.3%）の減となっています。

減額の主な要因は、衛星系防災行政無線更新事業【防災行政無線整備事業費】の減や、23年度、国の3次補正の「緊急防災・減災事業」として、伊賀広域防災拠点の整備【防災拠点施設整備事業費】を前倒ししたことによるものです。

単位:千円

款目	事業名	H23 6補後 予算額 A	H24 予算額 B	左の財源		差引 B-A	増減率 B/A
				県費	その他		
	【危機管理推進事業費】	7,057	4,814	2,687	2,127	△ 2,243	68.2%
	危機管理費計	7,057	4,814	2,687	2,127	△ 2,243	68.2%
企画費		7,057	4,814	2,687	2,127	△ 2,243	68.2%
	【給与費】	457,319	461,138	451,138	10,000	3,819	100.8%
	【防災総務費】	8,920	11,526	11,504	22	2,606	129.2%
	【防災対策費】	199,333	128,076	119,128	8,948	△ 71,257	64.3%
	【地震対策費】	379,857	563,117	556,572	6,545	183,260	148.2%
	【防災会議費】	4,322	4,670	3,570	1,100	348	108.1%
	【防災拠点施設整備事業費】	233,001	18,164	18,164	0	△ 214,837	7.8%
	【防災行政無線管理費】	238,966	245,925	198,413	47,512	6,959	102.9%
	【防災行政無線整備事業費】	1,365,710	1,054,546	201	1,054,345	△ 311,164	77.2%
	【防災ヘリコプター運航管理費】	258,427	212,879	212,879	0	△ 45,548	82.4%
	【国民保護費】	12,942	12,808	1,224	11,584	△ 134	99.0%
	防災総務費計	3,158,797	2,712,849	1,572,793	1,140,056	△ 445,948	85.9%
	【消防費】	112,349	38,726	38,726	0	△ 73,623	34.5%
	【予防費】	44,785	37,471	△ 9,093	46,564	△ 7,314	83.7%
	【消防学校費】	164,855	137,229	137,219	10	△ 27,626	83.2%
	消防指導費計	321,989	213,426	166,852	46,574	△ 108,563	66.3%
	【高圧ガス費】	39,905	25,110	△ 12,256	37,366	△ 14,795	62.9%
	【銃砲火薬類取締費】	961	961	△ 2,411	3,372	0	100.0%
	【電気関係取締費】	3,627	1,127	△ 6,905	8,032	△ 2,500	31.1%
	銃砲火薬ガス等取締費計	44,493	27,198	△ 21,572	48,770	△ 17,295	61.1%
防災費計		3,525,279	2,953,473	1,718,073	1,235,400	△ 571,806	83.8%
合計		3,532,336	2,958,287	1,720,760	1,237,527	△ 574,049	83.7%

平成24年度予算主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	予算額 (単位：千円)
<p>《政策名：危機管理～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～》 〈施策名：(111) 防災・減災対策の推進〉</p>	
<p>1 地域減災対策推進事業 【緊急課題解決1】</p>	
<p style="padding-left: 40px;">【(11101) 新たな防災・減災対策の計画的な推進】</p>	(300,000)
<p style="padding-left: 80px;">(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p>	300,000
<p style="padding-left: 80px;">東海・東南海・南海地震、内陸活断層による地震や、台風等の風水害から県民の皆さまの命を守るため、市町が実施する避難対策、強震動対策、孤立化防止対策等の減災対策に支援を行います。</p>	
<p>(新) 2 新地震対策行動計画(仮称)策定事業【緊急課題解決1】</p>	(169,854)
<p style="padding-left: 40px;">【(11101) 新たな防災・減災対策の計画的な推進】</p>	174,107
<p style="padding-left: 80px;">(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p>	
<p style="padding-left: 80px;">東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえ、新たな防災・減災対策を計画的に推進するため、国の被害想定をふまえた県内の地震被害想定調査を実施するとともに、三重県新地震対策行動計画(仮称)を策定します。</p>	
<p>(一部新) 3 大規模災害対応広域支援・受援体制緊急整備事業【緊急課題解決1】</p>	(18,164)
<p style="padding-left: 40px;">【(11102) 災害対応力の充実強化】</p>	18,164
<p style="padding-left: 80px;">(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p>	
<p style="padding-left: 80px;">大規模災害発生時の広域的な支援・受援体制の整備を行うため、広域防災拠点及び緊急消防援助隊活動支援拠点のあり方を検討するとともに、防災ヘリコプター運航基地の現況評価調査を実施します。</p>	
<p>(一部新) 4 防災関連人材緊急育成事業【緊急課題解決1】</p>	(24,867)
<p style="padding-left: 40px;">【(11103) 「協創」による地域防災力の向上】</p>	24,867
<p style="padding-left: 80px;">(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p>	
<p style="padding-left: 80px;">災害に強い地域づくりを進めるため、新たに女性や次世代を担う子供たちを対象とした防災人材の育成に緊急に取り組むとともに、地域防災力の核となる自主防災組織リーダーやみえ防災コーディネーターの活動を支援します。</p>	

※予算額の()は県費

政策名、施策名及び事業の内容	予算額 (単位：千円)
<p>(新) 5 緊急避難体制整備事業【緊急課題解決1】</p> <p style="padding-left: 40px;">【(11103) 「協創」による地域防災力の向上】</p> <p style="padding-left: 40px;">(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>東日本大震災等で明らかとなった避難所における課題(要援護者への対応、男女共同参画の促進等)を解決するため、新たな避難所運営マニュアル策定指針を作成します。また、地域特性をふまえた避難を促進するため、津波到達時間、人口密度、道路状況等を考慮した避難計画モデルを作成します。</p>	<p>(8,752)</p> <p style="padding-left: 40px;">8,752</p>
<p>(一部新) 6 地域防災広報事業【緊急課題解決1】</p> <p style="padding-left: 40px;">【(11103) 「協創」による地域防災力の向上】</p> <p style="padding-left: 40px;">(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>東日本大震災や紀伊半島大水害を契機とした防災意識の高まりを実際の行動へとつなげるため、「備える・逃げる」に重点を置いたメディアによる広報活動を実施するとともに、新たな防災・減災対策の策定に向け、県民との対話を重視した双方向の防災フォーラムを開催します。</p>	<p>(23,823)</p> <p style="padding-left: 40px;">23,823</p>
<p>7 防災行政無線整備事業</p> <p style="padding-left: 40px;">【(11104) 迅速な対応に向けた防災情報の共有化】</p> <p style="padding-left: 40px;">(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>災害発生時に防災関係機関等と防災情報を共有化し、迅速な対応が行えるよう、設置後15年以上を経過し故障が頻発している衛星系防災行政無線の更新を行います。</p>	<p>(201)</p> <p style="padding-left: 40px;">1,054,546</p>
<p>8 消防広域化等推進事業</p> <p style="padding-left: 40px;">【(11108) 消防力向上への支援】</p> <p style="padding-left: 40px;">(第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)</p> <p>県内の消防力向上を促進するため、三重県消防広域化推進計画に基づき、関係消防本部等の広域化の取組に対し支援を行います。</p>	<p>(10,616)</p> <p style="padding-left: 40px;">10,616</p>
<p>9 高圧ガス指導事業</p> <p style="padding-left: 40px;">【(11109) 高圧ガス等の保安の確保】</p> <p style="padding-left: 40px;">(第2款 総務費 第8項 防災費 3 銃砲火薬ガス等取締費)</p> <p>高圧ガス製造事業所等における適正な保安の確保を行うため、許認可審査、保安検査等を実施します。</p>	<p>(△14,021)</p> <p style="padding-left: 40px;">23,345</p>

※予算額の()は県費

政策名、施策名及び事業の内容	予算額 (単位：千円)
<p>《政策名：命を守る～健康な暮らしと安心できる医療体制～》 〈施策名：(121) 医師確保と医療体制の整備〉</p> <p>1 救急救命活動向上事業</p> <p style="text-align: center;">【(12102) 救急・へき地等の医療の確保】</p> <p style="text-align: center;">(第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)</p> <p>救急搬送にかかる課題の検討を進めるため、「三重県救急搬送・医療連携協議会」の運営及び「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用などを行います。また、県内の救急救命率の向上を図るため、救急隊員への各種講習を実施します。</p> <p>《施策の推進を支えるために》 〈行政運営2：行財政改革の推進による県行政の自立運営〉</p> <p>1 危機管理推進事業</p> <p style="text-align: center;">【(40201) 自立的な県行政の運営】</p> <p style="text-align: center;">(第2款 総務費 第2項 企画費 5 危機管理費)</p> <p>危機発生時に現場で指揮を執る管理者層の判断力、対応力の向上をめざし、次長級を対象とした危機管理リーダー研修など階層別の職員研修等を実施します。</p>	<p>(10,886)</p> <p>10,886</p> <p>(2,678)</p> <p>4,814</p>

※予算額の()は県費

3 南海トラフの巨大地震モデル検討会（第1次報告）

県内関係分について

国（内閣府）に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、南海トラフで発生する最大クラスの地震・津波を想定した場合の、震度分布・津波高の推計結果を第1次報告としてとりまとめ、平成24年3月31日に公表しました。その概要は、以下のとおりです。

1 検討会が推計した震度分布・津波高の性格

昨年9月の中央防災会議専門調査会の最終報告で示された「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討すべき」、「特に津波に関しては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定すべき」の考えをふまえ、推計しています。

今回の推計は、現時点の最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震・津波を想定したものであって、南海トラフ沿いに次に起こる地震・津波を予測したものでもなく、また何年に何%という発生確率を念頭に地震・津波を想定したものでもないことを注意する必要があります。

2 対象地震の規模

南海トラフの巨大地震の想定マグニチュードは、最大クラスの地震・津波を想定し、震度分布を推計する強震断層モデルの M_w （モーメント・マグニチュード）は、 $M_w9.0$ 、津波を推計する津波断層モデルの M_w は、 $M_w9.1$ を確定値としています（別添図—1参照）。

3 震度分布

(1) 推計の考え方

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、震源断層面のうち特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られており、強震断層モデルにおいて、この「強震動生成域」を4ケース設定し、それぞれのケースについて計算を行うとともに、経験的手法による震度推計も行っています。最大クラスの震度分布は、これら5ケースの震度の最大値の重ね合わせとなっています。

(2) 震度分布の推計結果

三重県内の状況は、別添表—1のとおりで、震度7が17市町、震度6強が10市町、震度6弱が2市町、と、平成16年度に実施した県の被害想定調査のベースとなった、中央防災会議（2003）のモデルと比較して、震度が大きくなっています。

4 津波高

(1) 推計の考え方

大きな津波は、震源断層面のうち、特定の領域が大きくずべることで発生することが知られており、津波断層モデルにおいて、この「大すべり域」等を 11 ケース設定し、それぞれのケースについて、50m メッシュ単位で津波高を推計しています。最大クラスの津波高は、これら 11 ケースの津波高の最大値の重ね合わせとなっています。

(2) 津波高の推計結果

三重県内の状況は、別添表-2 のとおりで、県内の最大の津波高は、鳥羽市の 24.9m となっています。国内での最大は、高知県内の 34.4m です（別添表-3 参照）。また、最大津波到達までに要する時間は、三重県内の最も早いところで 6 分となっています（別添表-3 参照）。

平成 23 年度に三重県が独自に行った津波浸水予測調査での最大の津波高は、熊野市二木島町の 19.16m であり、最大津波到達までに要する時間は、県内の最も早いところで尾鷲市、熊野市の 10 分となっています。

5 「第 1 次報告」にかかる本県の対応等について

今回の第 1 次報告公表直後の 4 月 3 日に、知事が中川防災担当大臣を訪問し、同報告内容に関する地域への説明や、東海地震、東南海・南海地震に係る法体系の一本化、財政支援等について、緊急に要請しました。

また、本県が参加する「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める 9 県知事会議」も、4 月 6 日に同様の提言を行っています。

6 今後の予定について

(1) 検討会の今後の検討

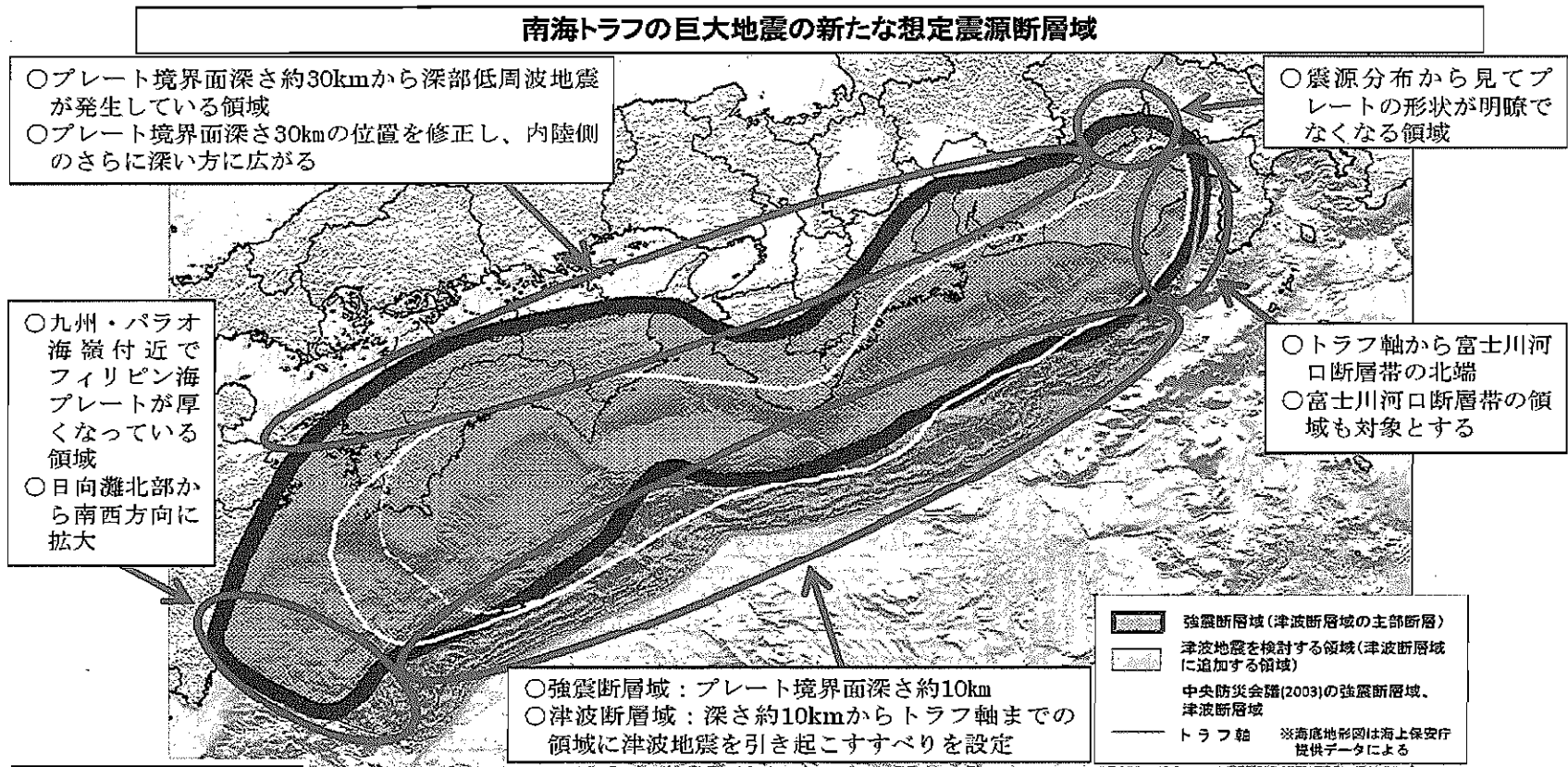
検討会では今後、10m メッシュの津波高、津波による浸水域、東南海地震と南海地震が時間差をおいて発生する場合、長周期地震動等について検討が進められる予定となっています。

(2) 対策の検討

本年 4 月、中央防災会議防災対策推進検討会議に、南海トラフの巨大地震対策について検討するワーキンググループが設置され、被害推計や南海トラフ巨大地震対策の方向性、法制度のあり方等などの検討が進められています。

- ・ 被害推計
 - 人的・物的被害の推計 平成 24 年 6 月頃
 - 経済被害等の推計 平成 24 年秋頃
- ・ 具体的な対策
 - 当面実施すべき対策のとりまとめ 平成 24 年夏頃
 - 冬頃までに対策の全体像をとりまとめ

図-1



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの巨大地震 (津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

(出典:南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告))

表一 1 市町村別の最大となる震度

都道府県名	市区町村名	基本ケース	陸側ケース	東側ケース	西側ケース	経験的手法	最大クラス (重ね合わせ)	中央防災会議 (2003)
三重県	津市	6強	7	6強	6強	6強	7	6強
三重県	四日市市	6強	6強	6強	6強	6強	6強	6弱
三重県	伊勢市	7	7	6強	7	6強	7	6強
三重県	松阪市	6強	7	6強	7	6強	7	6強
三重県	桑名市	6強	6強	6強	6強	6強	6強	6弱
三重県	鈴鹿市	6強	7	6強	6強	6強	7	6強
三重県	名張市	5強	6弱	5強	6弱	6弱	6弱	5強
三重県	尾鷲市	7	7	6強	7	6強	7	6強
三重県	龜山市	6弱	6強	6弱	6弱	6強	6強	6強
三重県	鳥羽市	7	7	7	7	6強	7	7
三重県	熊野市	6強	7	6強	7	6強	7	6強
三重県	いなべ市	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱
三重県	志摩市	7	7	7	7	6強	7	7
三重県	伊賀市	6弱	6強	6弱	6弱	6強	6強	6弱
三重県	木曾岬町	6強	6強	6強	6強	6強	6強	6弱
三重県	東員町	6弱	6強	6弱	6弱	6強	6強	6弱
三重県	菟野町	6弱	6強	6弱	6弱	6弱	6強	6弱
三重県	朝日町	6強	6強	6弱	6弱	6強	6強	6弱
三重県	川越町	6強	6強	6弱	6強	6強	6強	6弱
三重県	多気町	6強	7	6弱	6強	6強	7	6強
三重県	明和町	6強	7	6強	7	6強	7	6強
三重県	大台町	6強	6強	6弱	6強	6強	6強	6強
三重県	玉城町	6強	7	6強	6強	6強	7	6強
三重県	度会町	6強	7	6強	6強	6強	7	6強
三重県	大紀町	6強	7	6強	6強	6強	7	6強
三重県	南伊勢町	7	7	7	7	6強	7	6強
三重県	紀北町	6強	7	6強	6強	6強	7	6強
三重県	御浜町	7	7	6強	7	6強	7	6強
三重県	紀宝町	7	6強	6強	7	6強	7	6強

(出典：南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告))

表-2

市町村別ケース別 最大津波高(満潮位・地殻変動考慮)

都道府県名	市区町村名	ケース① (m)	ケース② (m)	ケース③ (m)	ケース④ (m)	ケース⑤ (m)	ケース⑥ (m)	ケース⑦ (m)	ケース⑧ (m)	ケース⑨ (m)	ケース⑩ (m)	ケース⑪ (m)	最大クラス (m)	中防(2003) (m)
三重県	津市	4.7	4.3	3.4	3.4	3.7	4.6	4.2	4.5	4.8	3.8	3.3	4.8	2.8
	四日市市	3.6	3.2	2.9	2.7	2.7	3.3	3.1	3.4	3.6	3.1	2.5	3.6	2.4
	伊勢市	6.9	6.7	5.7	4.9	4.6	6.9	6.9	6.6	7.3	5.8	5.3	7.3	4.9
	松阪市	4.8	4.3	3.4	3.4	3.6	4.6	4.1	4.4	4.7	3.7	3.4	4.8	3.2
	桑名市	3.2	3.1	2.6	2.6	2.4	3.1	2.9	3.3	3.2	2.7	2.5	3.3	2.2
	鈴鹿市	4.2	3.8	3.2	3.0	3.0	3.9	3.7	4.0	4.4	3.6	3.0	4.4	2.7
	尾鷲市	21.7	24.5	9.8	8.5	8.2	13.8	14.8	18.2	12.8	18.8	8.4	24.5	8.0
	鳥羽市	24.9	16.4	7.2	6.2	8.0	16.3	9.6	15.0	22.2	7.3	6.2	24.9	8.2
	熊野市	17.8	18.9	8.7	9.2	9.3	14.4	14.9	13.3	12.8	14.3	8.6	18.9	9.0
	志摩市	22.1	22.1	13.5	12.5	12.2	24.0	23.3	12.4	20.4	11.9	12.3	24.0	9.2
	桑名郡木曾岬町	3.4	3.4	2.8	2.6	2.5	3.3	3.0	3.4	3.3	2.9	2.5	3.4	2.4
	三重郡川越町	3.1	3.0	2.6	2.5	2.4	3.0	2.7	3.1	3.1	2.7	2.4	3.1	2.2
	多気郡明和町	5.0	4.4	3.8	4.2	4.3	5.0	4.4	4.3	5.4	3.8	4.2	5.4	3.7
	度会郡大紀町	14.7	16.0	8.6	7.2	6.9	14.2	17.2	9.1	13.0	9.7	8.8	17.2	7.7
	度会郡南伊勢町	19.2	20.5	7.6	7.3	8.3	20.3	21.8	12.2	16.8	10.2	6.9	21.8	7.4
	北牟婁郡紀北町	18.5	19.6	9.9	8.1	7.8	16.0	17.5	13.5	14.0	14.1	8.0	19.6	8.1
	南牟婁郡御浜町	10.2	12.0	7.8	8.3	9.9	14.8	13.1	14.1	7.6	14.4	8.1	14.8	6.7
南牟婁郡紀宝町	6.7	8.2	6.6	5.5	7.0	8.1	8.7	8.7	7.5	9.6	5.4	9.6	6.1	

(出典：南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告))

表—3 都府県別の津波の高さ等一覧（満潮位時）
 【最大クラスの津波高（各断層パターンの最大）】

都道府県名	最高水位 (地殻変動考慮)	最高水位 となるパターン	津波高1mの 最短到達時間	津波高1mの 最短到達時間 となるパターン	最高津波高の 最短到達時間	最高津波高の 最短到達時間 となるパターン
	(m)		(分)		(分)	
茨城県	3.7	パターン⑥	77	パターン①	78	パターン⑥
千葉県	9.3	パターン⑧	29	パターン⑥	32	パターン⑥
東京都(区部)	2.3	パターン①	-	-	86	パターン⑧
東京都(島嶼部)	29.7	パターン⑧	9	パターン①	10	パターン①
神奈川県	9.2	パターン⑧	25	パターン①	27	パターン⑧
静岡県	25.3	パターン⑧	2	パターン①	2	パターン①
愛知県	20.5	パターン⑥	11	パターン①	23	パターン⑦
三重県	24.9	パターン①	3	パターン⑩	6	パターン③
大阪府	4.0	パターン③	57	パターン③	61	パターン③
兵庫県	9.0	パターン③	38	パターン⑨	46	パターン⑨
和歌山県	18.3	パターン③	2	パターン②	2	パターン③
岡山県	3.7	パターン④	183	パターン③	202	パターン⑨
広島県	3.6	パターン①	164	パターン⑤	150	パターン⑤
山口県	3.9	パターン⑤	94	パターン⑤	94	パターン⑩
徳島県	20.3	パターン⑩	5	パターン④	14	パターン①
香川県	4.6	パターン④	75	パターン⑨	81	パターン⑨
愛媛県	17.3	パターン⑤	12	パターン⑩	25	パターン③
高知県	34.4	パターン④	2	パターン③	11	パターン⑥
福岡県	3.4	パターン⑧	222	パターン④	209	パターン③
大分県	14.4	パターン⑩	13	パターン①	21	パターン①
宮崎県	15.8	パターン④	13	パターン①	19	パターン①
鹿児島県	12.9	パターン⑩	26	パターン①	27	パターン③
沖縄県	4.1	パターン⑩	56	パターン⑤	52	パターン⑤

(出典：南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）)

4 防災・減災対策検討会議について

1 「防災・減災対策検討会議」の設置

東日本大震災の発生を受け、国では平成23年度に防災基本計画の見直しや最新の知見を踏まえた南海トラフの巨大地震モデルの被害推計作業に着手しており、平成24年度以降に被害推計結果の公表、南海トラフ巨大地震対策のとりまとめなどが予定されています。

このような国の動向をふまえながら、三重県では地域防災計画の見直し、新地震対策行動計画（仮称）の策定等、新たな防災・減災計画に基づく対策を実施していく必要があります。

これら県の計画の策定・見直しに当たっては、県行政にとどまることなく、県内市町、防災関係機関、さらには県民の皆さんの一層の防災行動を求めていく内容となることから、学識経験者からの助言を得、防災に携わる人々との協議を図りながら行うことが重要です。

このため、防災に関する様々な人々が参画する組織的な検討体制を定めて、検討を進めていくこととし、三重県防災会議の部会として「防災・減災対策検討会議」を設置し、4月26日に第1回会議を開催しました。

2 調査・検討事項

- (1) 今後設置を予定している県防災会議部会※間における(2)以下の事項についての基本方針の整合に関する事
- (2) 三重県地域防災計画の見直しに関する事
- (3) 被害想定調査の基本方針に関する事
- (4) 新地震対策行動計画（仮称）の策定に関する事
- (5) その他、三重県の防災・減災対策に関する事

※ 今後設置を予定している県防災会議の各部会は、別図「三重県地震・防災対策の策定体制」参照

なお、各部会には、作業を行うため設置する庁内検討ワーキンググループへの助言・指導をお願いしていく予定です。

① 被害想定調査委員会

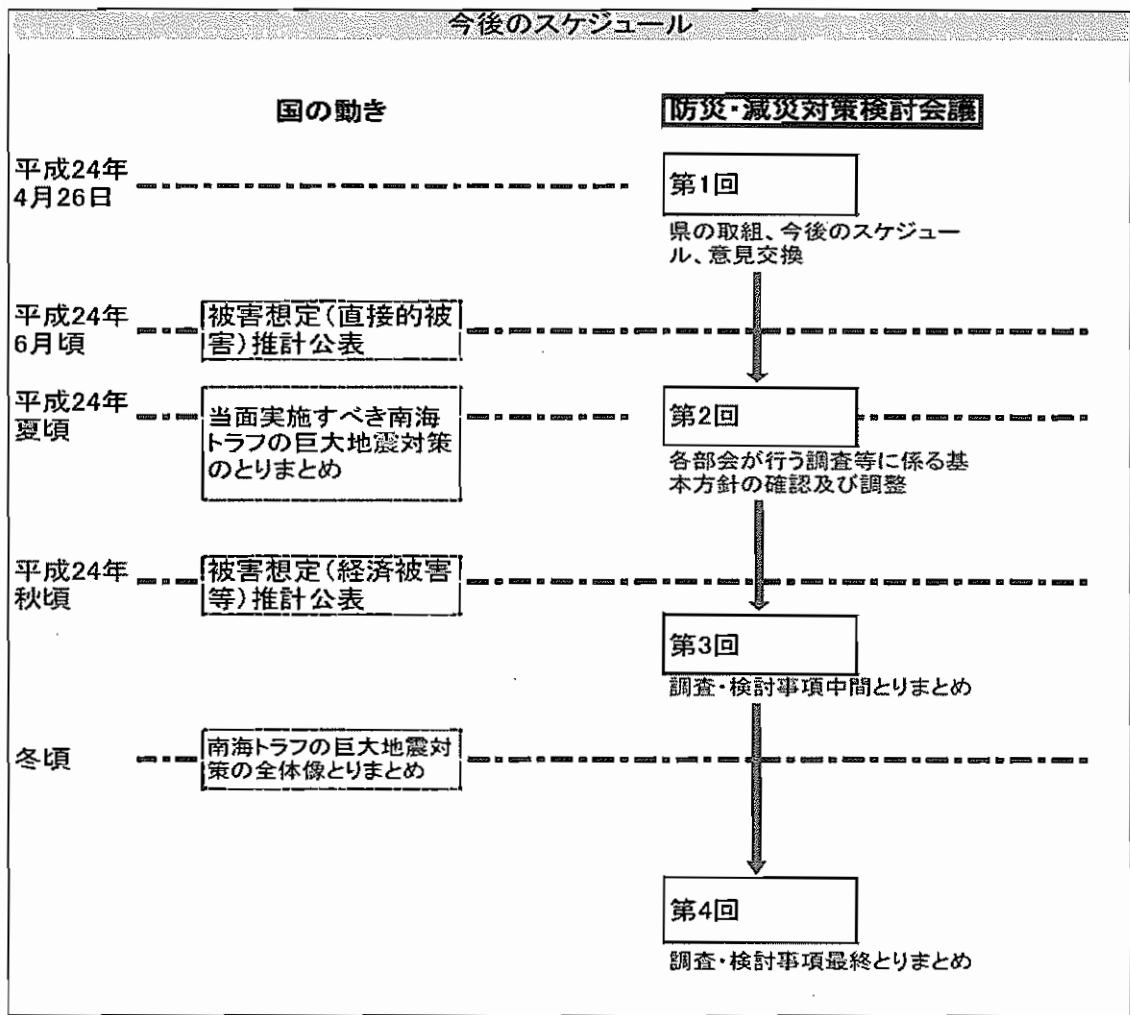
三重県地域防災計画の被害想定等に関する事項について、専門的知見から検討を行います。

② 広域防災拠点施設等構想検討委員会

広域防災拠点・資機材整備のあり方等について、専門的見地から検討を行います。

3 今後のスケジュール

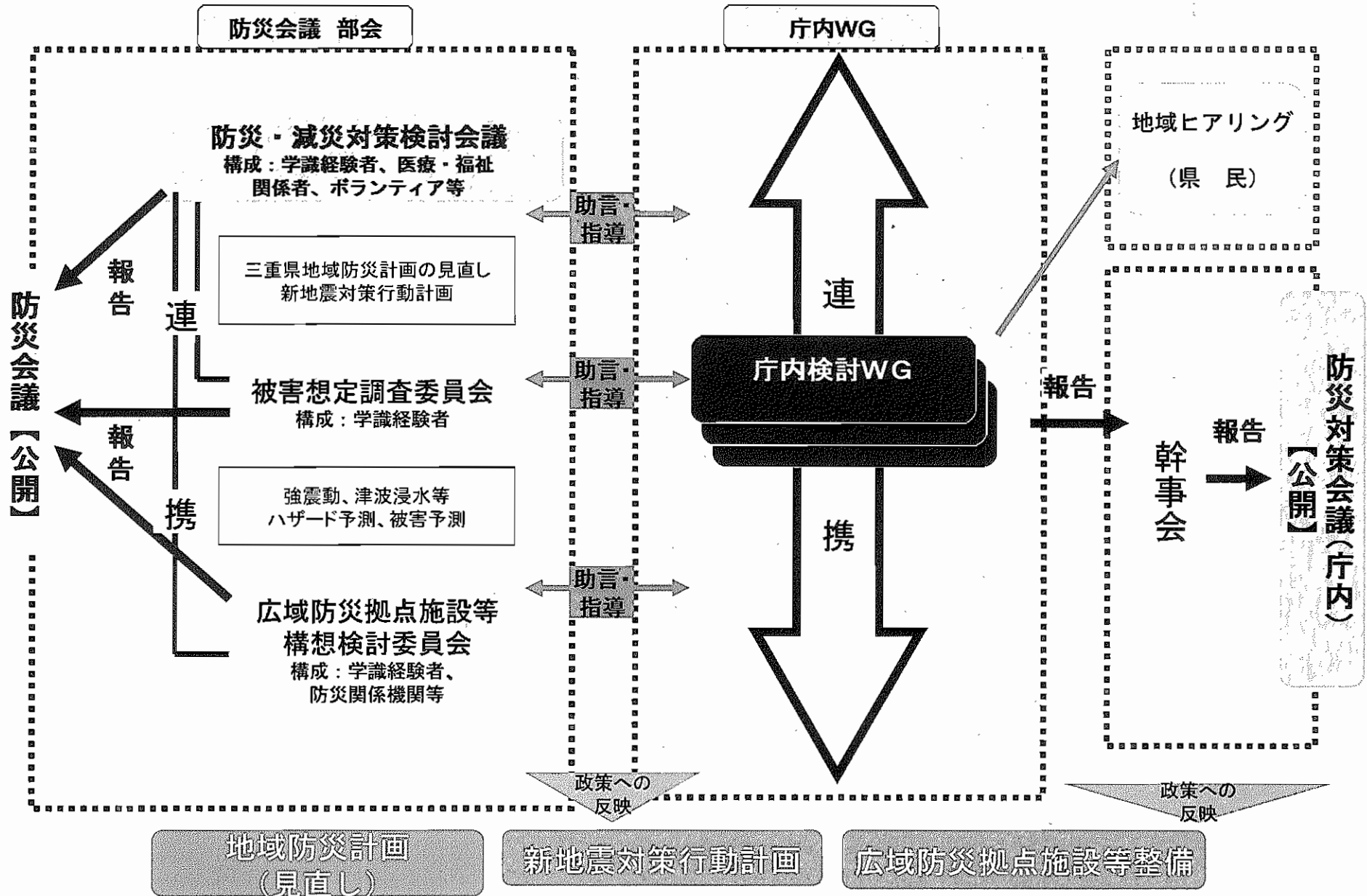
次頁参照



4 「防災・減災対策検討会議」委員名簿 ○：委員長（敬称略 50音順）

分野	氏名	職名
市代表（防災）	尾中弘明	熊野市防災対策推進課長
地域防災	川口 淳	三重大学大学院工学研究科准教授
総合防災・減災学	○河田恵昭	関西大学大学院社会安全学研究科教授・理事
防災コーディネーター	新谷琴江	防災コーディネーター、三重のさきもり
医療	竹田 寛	三重大学大学院医学系研究科教授・医学部附属病院長
町代表（防災）	西村鎮雄	大紀町防災安全課長
地震防災工学	畑中重光	三重大学大学院工学研究科教授
建築耐震工学	福和伸夫	名古屋大学減災連携研究センター長・教授
福祉	松田慎二	NPO法人ピアサポートみえ理事長
災害ボランティア	若林千枝子	みえ災害ボランティア支援センター事務局長
都市計画学	室崎益輝	関西学院大学総合政策学部教授
県（防災対策部）	稲垣 司	三重県防災対策部長

三重県地震・防災対策の策定体制



5 三重県地域防災計画について

平成24年5月28日に開催する平成24年第1回防災会議において、以下のとおり三重県地域防災計画の見直し方針を提案することとしています。

1. 現状と課題

- ・ 東日本大震災や紀伊半島大水害など、現在の地域防災計画の想定を超える規模の災害発生を受け、計画の見直しが必要となりました。
- ・ 一方、同じく国においても東日本大震災を受け、「防災基本計画」の修正や、「災害対策基本法の一部を改正する法律」をはじめとする災害対策法制の見直し検討が行われるとともに、「南海トラフ巨大地震対策」に対する新たな検討が進められています。
- ・ 特に本県の防災対策への影響が大きい「南海トラフ巨大地震対策」については、中央防災会議のもとに設置されたワーキンググループにおいて具体的な対策の方針が協議されており、平成25年度初旬にかけて対策の全体像が取りまとめられ、予防・応急対策が打ち出される予定です。
- ・ 併せて、東海地震対策、東南海・南海地震対策を目的に制定された「大規模地震対策特別措置法」や「東南海・南海地震対策に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」等の「南海トラフ巨大地震対策」に関連する法制度の見直しも想定されます。
- ・ このように、地域防災計画の早急な見直しを迫られる一方で、今年度は計画に大きな影響を与える“国の動き”を注視していく必要があります。

2. 見直し方針（方向性）

- (1) 国においても防災対策に関する様々な検討が進められていますが、これらの検討結果の公表や法改正等を待って地域防災計画の見直しを始めることにすると、県全体としての防災対策に遅れが生じる懸念があることから、これら国の動きには留意しつつも、先行的に計画の見直しに着手して中間案をまとめることとし、最終的には国の方針と整合を取り、最終案をまとめることとします。
- (2) 現在の地域防災計画を「防災基本計画」の修正や東日本大震災や紀伊半島大水害で得た知見や教訓などをもとに抜本的に見直すこととします。
- (3) 喫緊の課題である「津波対策」を始めとする震災対策を重視し、地域防災計画のうち「震災対策編」を先行して見直すこととします。「風水害等対策編」は「震災対策編」に引き続き見直しを図ります。
- (4) 地域防災計画（震災対策編）の見直しについては、三重県防災会議部会として4月26日に設置した「防災・減災対策検討会議」における審議内容や防災会議構成機関を始めとする関係機関との調整をふまえながら具体的な内容を詰めていくこととしますが、現在のところ以下の案での見直しを考えています。

【地域防災計画の見直し案】

① 計画の構成について

- ・現在の「震災対策編」における“津波対策”を充実させ、「地震・津波対策編」と改めます。
全体の構成は、「風水害等対策編」「地震・津波対策編」「資料編」となります。

② 計画の記載方針について

- ・計画に「減災」の視点をより濃く盛り込みます。そのために計画において自助、共助、公助の区分と各々に求める活動や責務の範囲を示し、防災関係機関や県民の役割を明示します。
- ・東日本大震災や紀伊半島大水害で得た知見をもとに、新たな視点から計画を再検討します。例えば「防災拠点や病院など被災時に基幹をなす災害対策機能の確保」、「高齢者や障がい者等要援護者の避難対策」などの視点からの予防対策を掲げるなど、最新の被害想定や局面に備えられる計画に改めます。
- ・主要な取組について検証可能な防災・減災目標を示します。地域防災計画と防災関係機関が取り組む防災・減災対策にかかる行動計画との一貫性を担保しやすくするため、わかりやすい目標と防災関係機関の重点取組項目を示し、計画に沿った対策が進んでいるかを防災会議等で検証できる計画にします。
- ・「災害復興」にかかる方針を新たに計画に加えます。現在の「復旧」にとどまっている計画から一歩進め、「復旧」から「復興」へと対策をスムーズに進めるための方針を計画に加えます。
- ・県民等への情報発信に向けた取組を強化します。地域防災計画及び各防災関係機関の個別計画、防災活動への取組内容が県民により周知されるよう、各機関が情報発信を強化する方針を計画に盛り込みます。
- ・資料編を分冊化するとともに、内容を充実させます。資料編を掲載データの属性に沿って分冊化して利便性を高めるとともに、事前の計画策定や災害発生時に必要なデータに関係機関へのアンケート等を活用して精査し、掲載データを更新します。

3. 地域防災計画の見直しスケジュール

別添「地域防災計画等見直しロードマップ（案）」参照

【地域防災計画等見直しロードマップ(案)】

【H24年度】

【H25年度】

項目	3月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～3月
○中央防災会議(国)の動き	3/7 防災対策推進検討会議中間報告		防災対策推進検討会議最終報告				
	①南海トラフの巨大地震対策検討WG 3/31 震度分布・津波高推計公表	6月以降 ・震度分布・津波高・浸水域等詳細情報公表 ・被害想定(建物被害・人的被害)の公表	秋頃 被害想定(経済被害等)の公表	冬頃 南海トラフ巨大地震対策の全体像取りまとめ	来年度当初 予防・応急対策の打ち出し		
②災害関連法制度等の見直し	今国会中:「災害対策基本法の一部を改正する法律(第1弾)」提出		次期国会以降:「災害対策基本法の一部を改正する法律案(第2弾)」提出		防災基本計画改正に向けた動き 南海トラフ巨大地震対策に向けた新たな法制度の検討		
	「津波防災地域づくり法」の具体的運用検討						
○防災会議、防災・減災対策検討会議等の開催スケジュール(案)	3/28 県防災会議幹事会(第1回)	4/26 防災・減災対策検討会議(第1回)	5/28 県防災会議(第1回)	○防災・減災対策検討会議 ※年度内に第4回まで開催予定	冬頃 県防災会議 県防災会議幹事会(第2回)	春頃 防災・減災対策検討会議(まとめ)	夏頃 県防災会議 県防災会議幹事会(H25 第1回) 冬頃 県防災会議 県防災会議幹事会(H25 第2回)
○地域防災計画全般	○地域防災計画全般	地域防災計画の見直し方針検討	市町・関係機関・関係部局等との調整	地域防災計画(地震・津波対策編中間案)の提示		地域防災計画(風水害等対策編中間案)の提示	これらができるかぎり前倒しして実施 地域防災計画(両編の最終案)の提示
	①地震・津波対策編策定		防災・減災対策検討会議において検討 計画の骨子策定	計画(中間案)の策定	「国の方針」「防災・減災対策検討会議まとめ」を反映させた計画(最終案)の策定		
	②風水害等対策編策定		風水害対策編の見直し方針検討		(地震・津波対策編の見直し方針を踏襲した)計画の策定		
○石油コンビナート等防災計画修正	H24 修正案提示	国の規制動向の反映等		H25 修正案提示	防災アセスメント調査・検討委員会(仮称) 防災アセスメントの実施・修正案の策定		H26 修正案提示
【参考】 ○新地震対策行動計画策定		防災・減災対策検討会議において検討 計画の策定					
○被害想定調査		調査の実施・分析					

6 地域・企業防災力向上に向けた取組について

地域防災力を高めるために、「自助」「共助」を軸とした地域における自主的な防災活動の活性化を促進するとともに、市町の防災力を強化する取組を支援していきます。

また、企業の防災力向上への取組を支援し、地域、行政、企業の防災にかかる連携を強化することにより、地域防災力のより一層の向上を目指します。

1 地域防災力向上のための支援

県内地域における自主防災組織の活性化を図るため、地域特性に応じた訓練等の防災活動、多様な主体による防災ネットワークへの積極的な参画を促すとともに、自主防災組織等交流会の実施により自主防災組織相互の連携や活動事例の共有などの取組を支援します。

また、メディアを活用した啓発事業、みえ地震対策の日、みえ風水害対策の日、津波防災の日に合わせて実施する啓発事業により、広く県民の防災意識の向上を図ります。

(1) 自主防災組織モデル支援

活動が不活発な自主防災組織を各市町単位でモデル的に抽出し（90 組織）、避難所運営訓練やDIG（ディグ）等の実践型訓練の実施に向けた支援を行います。

※DIG：Disaster Imagination Game（災害想像ゲーム）

災害が発生したときの対応を地図上で考える方法

(2) ハザードマップ・避難対策支援

自主防災組織、みえ防災コーディネーターを中心としたタウンウォッチングによるハザードマップづくりや災害時要援護者の対応を含めた避難計画の作成、計画に基づく訓練の実施を促進し、津波など自然災害に関する知識の普及・啓発や津波避難体制の確立を図ります。

(3) メディアによる啓発事業

平成 23 年度の「防災に関する県民意識調査」では、東日本大震災の発生を受けて「防災に非常に関心をもった」人の割合は、77.1%と防災に関する関心が高まりましたが、「特に対策をとらなかった」人の割合は 34.2%と高く、意

識は高まったが行動に結びついていない実態がうかがえます。

災害時にどう行動するかは、最終的には県民一人ひとりの判断が大きいことから具体的な行動実践例を紹介するなど、メディアによる啓発事業を効果的に実施します。

- (4) みえ地震対策の日、みえ風水害対策の日、津波防災の日に合わせた啓発事業
みえ風水害対策の日（9月26日）、津波防災の日（11月5日）、みえ地震対策の日（12月7日）に合わせて啓発事業を実施して、広く県民の防災意識の向上を図ります。併せて平成24年度に策定予定の「新地震対策行動計画（仮称）」の趣旨等を県民に周知する一方、計画に反映させるための県民の意見をいただく機会とします。

2 市町の防災力向上のための支援

防災行政の最前線で活動する市町は、県の取組においても、最も重要なパートナーとなります。しかし、防災分野には、市町単独では対応できない専門的、広域的な視点が必要なものも多く、このため、市町の意見を取り入れながら県が主体的に取り組むことが求められます。

- (1) 平成24年度は、県が隔年で実施している市町防災力診断の実施年度であり、この診断を通じて市町の防災力の強み・弱みを市町自ら把握していただくとともに、市町の具体的な取組について、防災に関する専門的知識や指導能力を有する防災技術専門員、防災技術指導員がアドバイスをを行います。
- (2) さらに、全29市町で防災技術専門員、防災技術指導員による図上訓練等の支援を行い、市町の災害対応力強化を図ります。
- (3) 減災に向けた市町等の取組を促進するため、地域減災力強化推進事業により、避難対策、強震動対策、孤立化防止対策、避難所緊急整備対策について支援を行います。
- (4) 有識者による委員会を設置して、平成16年3月に策定した「避難所運営マニュアル策定指針」を、男女共同参画の視点、外国人、高齢者、障がい者、子ども等の災害時要援護者への対応などの視点から見直します。
- (5) 津波から避難する際の交通渋滞や災害時要援護者の逃げ遅れ、児童生徒の避難方法により被害が拡大したなど、東日本大震災で明らかになった課題に対し

て、市町とともに解決策を検討し、地域の津波避難計画策定の支援を行う、緊急避難体制整備モデル事業を実施します。

3 企業の防災力向上のための支援

県内の企業、防災関係機関などで構成する「みえ企業等防災ネットワーク」は、平成 23 年度末時点での参加団体数は 163 団体となり、地域、行政、企業との連携について取組を進めているところです。

この「みえ企業等防災ネットワーク」を通じ、三重大学と連携して企業が自らの防災力向上に取り組み、災害発生時には地域や行政と連携して企業の持つ人的資源、物的資源の活用が図られよう支援します。

- (1) 「BCP普及分科会」を設置し、企業がBCP（※）の策定において抱える課題の抽出や、その解決の検討に取り組んでおり、この活動を通じ、県内企業へのBCP普及を図ります。
- (2) 「みえ企業等防災ネットワーク交流会」として、過去の災害で被災された企業の方を招いて、それぞれの企業における防災取組の参考となるよう、研修会を行います。

※BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

4 三重大学との連携による人材育成

県と三重大学が連携して、地域の知の拠点である大学のノウハウを最大限に生かし、地域や企業における防災の担い手となる人材を育成します。

- (1) 「みえ防災コーディネーター育成講座」により地域の防災リーダーを育成するとともに、「自主防災組織リーダー研修」等の防災研修を実施し、知識・技能の維持向上を図ります。
- (2) 県の防災に関する地域再生計画に基づき三重大学が実施している「美し国おこし・三重さきもり塾」において、高度な知識と技能を有する防災人材の育成に取

り組んでおり、今年度は第3期生として特別課程生17名と入門コース生48名が受講しています。県として、講師や塾生募集などの運営に関わり、さきもり塾が継続されるよう支援を行います。

(3) 女性防災人材育成事業として、専門職種（看護師、助産師、薬剤師、精神保健福祉士、ホームヘルパー、介護福祉士、管理栄養士、社会福祉士、保育士、手話通訳士など）として働いている女性（男性も受講可）を対象として、実践的な防災研修を実施します。

(4) 将来の防災人材として期待される子どもを対象とした育成講座を開講します。小・中・高校生の発達段階に応じた内容とし、三重のさきもりも講師として参画するとともに、DIG、救急救命など実践的な訓練も行います。

7 三重県防災通信ネットワークについて

1 現状

三重県防災通信ネットワークは、地上系及び衛星系防災行政無線設備と有線系設備で構成されており、地震、台風などの非常災害時にも必要な通信を確保することを目的として、各県庁舎、市町役場及び防災関係機関に設置しています。

地上系及び衛星系防災行政無線設備は、県と市町、消防本部、警察署、災害拠点病院等の医療機関及び国等の防災関係機関が相互に、災害時における迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行うためのシステムです。

有線系設備は、市町、消防本部へ気象情報などを伝達するもので、データ通信が容易なブロードバンドネットワーク（インターネット等）を使用したシステムです。

(1) システムの概要

防災関係機関に設置した三重県防災通信ネットワークの設備は、以下のとおりです。

平成 24 年 4 月 1 日現在（可搬型設備等は除く。）

機 関 名		設置機関数	内 訳		
			地上系	衛星系	有線系
中継所		24	24		
県庁舎等		14	13	14	14
端末局		135	122	90	77
端 末 局 内 訳	市 町	58	49	56	49
	消防本部	15	15	15	15
	警察署関係	19	19	1	0
	医療関係	15	14	4	0
	報道関係	3	3	3	0
	県地域機関、県関係	12	12	6	11
	国、ライオン	13	10	5	2
合計		173	159	104	91

地上系防災行政無線は、県内の山頂中継所から電波を発信することで県内広域での使用が確保されているため、防災関係機関からの情報の収集以外に、無線機搭載車などを被災地に大量・集中投入することにより、市町役場以外での活用が可能となります。

また、衛星系防災行政無線は、可搬型無線設備を被災地に運搬し、通信を確保します。この設備は、県内広域防災拠点に加え、平成 22 年度に 15 消防本部に配備しました。

(2) 市町の防災行政無線

三重県防災通信ネットワークは、県から市町役場への連絡手段として整備し、市町は2種類の防災行政無線を整備して、住民への情報伝達、連絡を行っています。

一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。

もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

合併後の29市町単位では、27市町が同報系無線を、29市町が移動系無線を整備しています。

ただし、合併前の市町村単位では、整備されていない地域(旧市町村)もありますので、合併市町全体の無線の再整備を行う中で、順次対応しています。




2 衛星系防災行政無線の整備

(1) 次世代設備への更新

東日本大震災では地震や津波の被害による影響で、広範囲にわたり各種回線が使用不能又は回線輻輳により通信が困難な状態となりましたが、通信衛星を利用した衛星系防災行政無線は、自治体等の関係機関のみが使用することから、水没を逃れた関係機関では発災当初から良好な通信が確保され、大規模災害に強い回線であることが実証されています。

県では、設備の老朽化や情報の多様化・大容量化に対応するため、平成23～25年度の3カ年で防災関係機関に設置する本体設備を更新することとしています。

衛星系防災行政無線の整備(更新・次世代化)

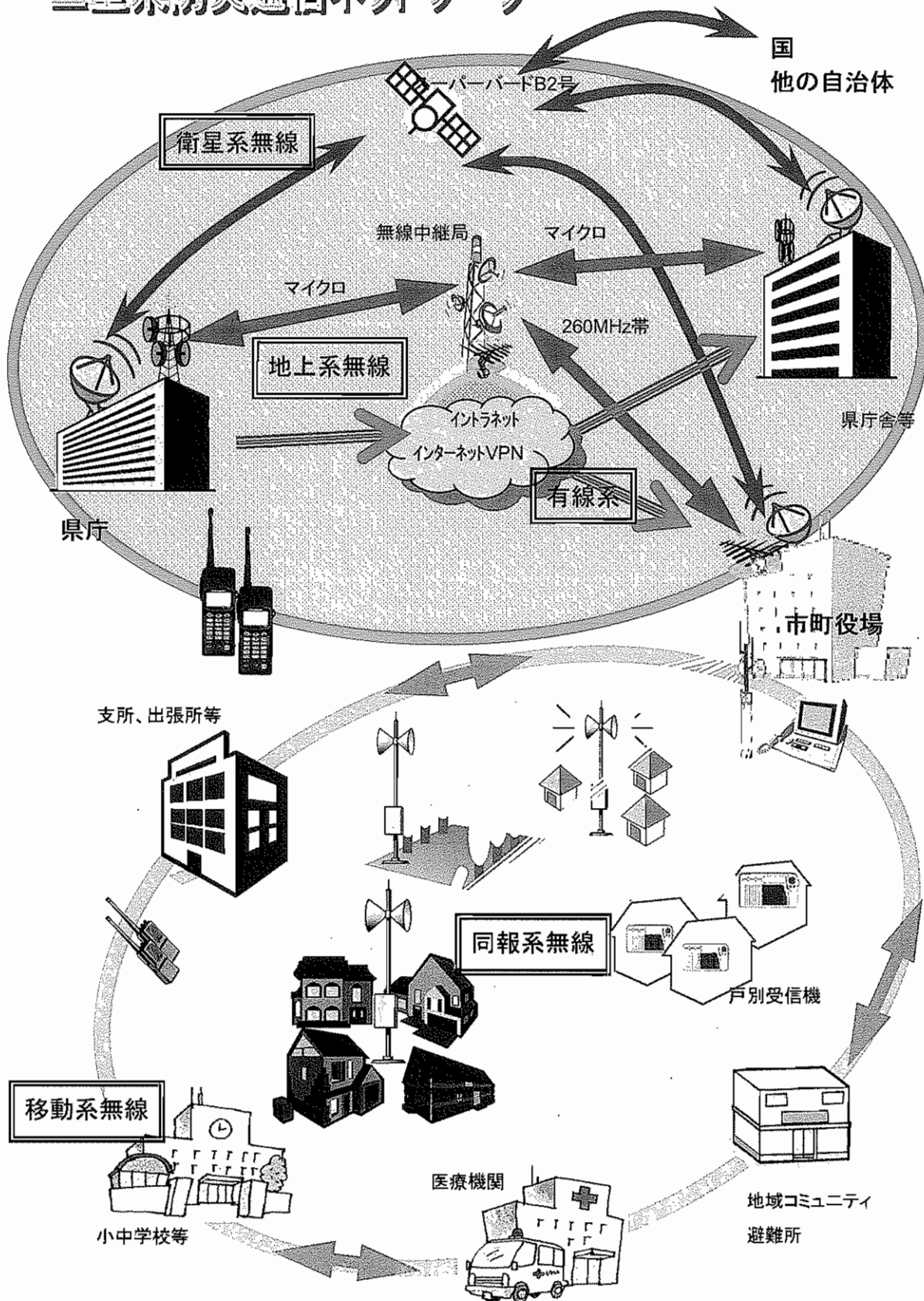
<p>★TV会議による多地点通信</p>  <p>多地点との通信ネットワークが容易であるため、国、市町、防災関係機関等とテレビ会議が容易に可能</p>	<p>★電子データでの情報交換</p>  <p>災害時の情報収集、解析がスムーズとなり、迅速・的確な災害対策に寄与</p> <p>★災害現場の映像をリアルタイムに表示</p>  <p>衛星系可搬型無線設備により、災害現場の映像をリアルタイムで災害対策本部に送ることが可能</p>
--	---

(2) 東日本大震災を踏まえた津波対策の取組

昨年度、県が公表した津波浸水予測に基づく津波の影響を考慮すると、沿岸部にある防災関係機関で津波による浸水被害が予測され、通信手段が失われることが懸念されます。

このため、津波による浸水被害が予測される防災関係機関への設置については、被害を避ける取組が必要と考えており、今後、機器の配置や電源の機器、ルート等の見直しを進めていきます。

三重県防災通信ネットワーク



市町防災行政無線

8 防災情報提供プラットフォームについて

1 概要

防災情報提供プラットフォームでは、災害発生時において被害の軽減（減災）を図るため、大規模地震や近年増加する局地的大雨なども含めた風水害等の防災情報を県民に提供しています。

平成 15 年 9 月 1 日から防災情報総合サイト「防災みえ.jp」の名称で、ホームページを開設するとともに、防災情報のメール配信サービスを提供し、同年 12 月 7 日からは携帯電話版ホームページを運用しています。

防災情報提供プラットフォームは、①「防災みえ.jp」ホームページ、②「防災みえ.jp」の防災情報メール配信サービス、③防災情報システムで構成されています。

③防災情報システムにより市町などから一元的に被害情報を集約し、この被害情報と防災に関する国、県等の各種情報を、①ホームページ及び②メールにより、県民に提供しています。

【主な情報提供内容】

「防災みえ.jp」 トップページ			
緊急時のページ 被害情報を中心とした災害対応状況を掲載			
緊急時お役立ち情報	くらしの防災	地域の防災	みえの防災
災害情報 被害情報、被害集計 避難情報、休校情報 気象情報 短期・週間予報 アメダス、天気図 注意報・警報 台風情報 降雨実況・予想 雨量・水位 土砂災害警戒情報 地震・津波情報 気象庁発表情報 交通・道路情報 鉄道・船舶運行情報 国道・県道の状況 ライフライン情報 電気・ガス・上下水道・電話の障害情報 災害拠点情報 災害拠点病院一覧 緊急災害拠点一覧	普段のくらしの中で知っていただきたい情報を提供 ▶ きっぷページ ▶ 防災ガイドブック ▶ 避難所・防災マップ ▶ 広域避難所一覧 ▶ 日ごろの心構え ▶ 119 番のかけ方 ▶ 消火器の使い方 ▶ 地震に備えて ▶ 東海地震の情報 ▶ 津波に備えて ▶ 土砂災害に備えて ▶ 洪水災害に備えて ▶ 防災啓発番組	地域のポータルサイト 市町ごとに、「防災みえ.jp」内の情報を抽出し、一元的に表示 医療・救護 医療ネットみえ、建国祭交流財団へのリンク 防災ボランティア 防災ボランティアコーディネーターの紹介 消防本部 県内 15 消防本部の紹介及びリンク集 消防団 消防団、緊急消防援助隊、各種消防大会の情報	各種防災関連報告書 地域防災計画 アクションプラン 津波の浸水予測図 三重県内活断層図 各種マニュアル 調査結果等 みえの防災行政 三重県防災対策推進条例等 みえ危機管理 防災コラム

2 防災情報提供プラットフォームの取組

(1) 防災情報メール配信サービスの情報の追加

メール配信サービスは、事前に登録いただいた県民の皆様には、携帯電話等を通じて、気象警報、地震情報等を配信するもので、登録者は3月末現在で約3万6千人となっています。

このメール配信サービスでは、従来、津波・地震情報や、市町単位による大雨洪水警報などを配信していますが、各地で被害をもたらす局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の対策として、5月17日から県内河川の水位情報を追加した配信を開始しました。

水位情報は、県が管理する河川（57河川74観測所）の観測水位が、各市町の水防団が出動する「はん濫注意水位」や、住民避難等の参考となる「避難判断水位」に達したときにお知らせするものです。

このほか、国外で地震が発生した（M7.0以上）ときに、震源地（国名、深さ）、規模、日本への津波の影響の有無などの「遠地地震情報」も配信します。

(2) 県民の避難行動を促す取組

「三重県緊急地震対策行動計画」では、県内すべての人にメール等で避難情報を提供する体制を検討することとしています。

従来、「防災みえ.jp」のホームページで、県内の避難勧告等の情報を提供する一方、市町では、避難勧告を目的とした市町独自のメール（15市町）やエリアメールなどの整備が進められています。

エリアメールは携帯電話事業者のサービスで、気象庁が配信する津波、緊急地震速報や、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を、対象エリア内にある不特定多数の携帯電話へ送信するものです。

4月当初時点で、県内24市町においてエリアメールの運用が行われており、県としても調整を図り、6月中にはすべての市町で導入されることになりました。

また、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」に係る世帯数や人数をより把握しやすいように、「防災みえ.jp」のホームページの改善などを予定しています。

今後、東日本大震災や紀伊半島大水害における情報収集や被害情報提供の検証を行い、県民の皆様へ危険が身近にあることをお知らせできるよう、わかりやすく有効な情報提供に努めていきます。

「防災みえ.jp」のメール配信サービスに新しい情報を追加します

河川水位情報

県が管理する観測所の観測水位が基準水位（はん濫注意水位、避難判断水位）に達したとき、河川名、観測所名、日時、観測水位及び基準水位をメール配信サービス登録者に配信します。

ゲリラ豪雨による被害：短時間の河川水位上昇

警戒水位：速やかな情報伝達が必要

様々な伝達手段を活用し、重層的に情報伝達

メールで、身近な河川の水位情報を伝達

遠地地震情報

国外で地震が発生したとき、気象庁発表の「遠地地震に関する情報」から発生日時、震源地（国名、深さ）、規模、日本への津波の影響の有無等を配信します。

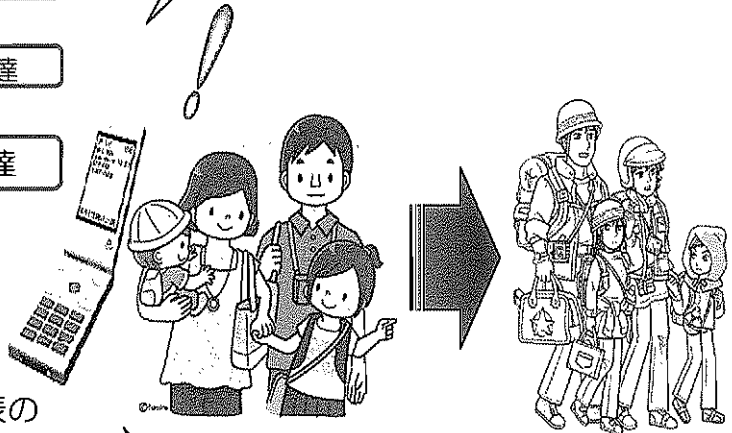
平成19年ペルー沿岸で発生した地震による津波



遠地地震による津波でも日本に被害を及ぼすことがある

気象庁ホームページより

題名:防災みえ●●川水位情報
 2012年04月25日 18時10分
 ●●川 ○○観測所で、避難判断水位に達しました。
 【観測水位】3.50m
 【基準水位】
 はん濫注意水位 1.50m
 避難判断水位 2.00m
 基準水位の説明は
<http://www.....>



題名:防災みえ 遠地地震情報
 2012年04月17日 16:32
 気象庁発表の情報です。
 ●震源震度情報
 【発生日時】04月17日 16時14分
 【震源地】●●●付近
 【震源の深さ】200km
 【規模】M7
 【津波】この地震による津波の心配はありません。
 【詳細情報】.....

「防災みえ.jp」メール配信サービス
 気象注意報・警報、台風情報、地震情報などがメールで配信されます。
 登録は a@bosaimie.jp へ空メールを送信してください。

河川水位情報は、県管理の無人観測所から送られてくるデータを、観測後直ちにお知らせする目的で作られています。そのため、観測機器の故障や通信異常等による異常値がそのまま表示されてしまう可能性があります。また、点検、改修等の場合は閉局となり、情報を配信できませんので、利用の際は、他の情報を併用し、活用いただきますようお願いいたします。

河川水位情報の対象観測所（57河川、74観測所）

センター管内	河川名	水位観測所名	設置市町
桑名	員弁川	阿下喜	いなべ市
桑名	員弁川	大泉	いなべ市
桑名	員弁川	星川	桑名市
桑名	員弁川	安永	桑名市
四日市	朝明川	松寺	四日市市
四日市	朝明川	小牧	四日市市
四日市	海蔵川	御館	四日市市
四日市	海蔵川	清水	四日市市
四日市	海蔵川	末永	四日市市
四日市	三滝川	高角	四日市市
四日市	三滝川	野田	四日市市
四日市	三滝川	西町	四日市市
四日市	鹿化川	赤堀	四日市市
四日市	天白川	日永	四日市市
四日市	米洗川	白須賀	四日市市
鈴鹿	椋川	川合	亀山市
鈴鹿	堀切川	磯山	鈴鹿市
鈴鹿	中ノ川	三宅	鈴鹿市
鈴鹿	中ノ川	石丸	鈴鹿市
鈴鹿	中ノ川	秋永	鈴鹿市
津	田中川	久知野	津市
津	安濃川	一色	津市
津	安濃川	観音寺	津市
津	穴倉川	南神山	津市
津	岩田川	野田	津市
津	相川	藤方	津市
津	雲出川	元小西	津市
津	雲出川	竹原	津市
津	雲出川	小野江	松阪市
津	八手俣川	下之川	津市
津	榊原川	榊原	津市
松阪	中村川	矢下	松阪市
松阪	百々川	松ヶ崎	松阪市
松阪	阪内川	矢津	松阪市
松阪	碧川	笠松	松阪市
松阪	三渡川	嬉野田村	松阪市
松阪	金剛川	大津	松阪市

センター管内	河川名	水位観測所名	設置市町
松阪	愛宕川	宮町	松阪市
松阪	名古須川	大津名古須橋	松阪市
松阪	櫛田川	宮前	松阪市
松阪	櫛田川	森	松阪市
松阪	祓川	小藪	明和町
松阪	笹笛川	行部	明和町
松阪	笹笛川	勝見	明和町
松阪	大堀川	大堀川新橋	明和町
伊勢	外城田川	西豊浜	伊勢市
伊勢	大内山川	細野	大紀町
伊勢	五十鈴川	中村	伊勢市
伊勢	一之瀬川	川口	度会町
伊勢	松下川	松下	伊勢市
伊勢	伊勢路川	伊勢路	南伊勢町
伊勢	押淵川	押淵	南伊勢町
伊勢	加茂川	岩倉	鳥羽市
伊勢	鳥羽河内川	河内	鳥羽市
伊勢	野川	恵利原	志摩市
伊賀	柘植川	佐那具	伊賀市
伊賀	木津川	阿保	伊賀市
伊賀	服部川	荒木	伊賀市
伊賀	木津川	依那古	伊賀市
尾鷲	赤羽川	出垣内	紀北町
尾鷲	船津川	前柱	紀北町
尾鷲	銚子川	便の山	紀北町
尾鷲	中川	中川	尾鷲市
尾鷲	八十川	三木里	尾鷲市
尾鷲	古川	銀杏	尾鷲市
尾鷲	北川	北浦	尾鷲市
尾鷲	銚子川	相賀	紀北町
熊野	井戸川	井戸	熊野市
熊野	産田川	大前池	熊野市
熊野	志原川	志原尻	御浜町
熊野	尾呂志川	阿田和	御浜町
熊野	神内川	川原	紀宝町
熊野	板屋川	所山	熊野市
熊野	那智川	相野谷	紀宝町

9 消防の広域化について

1 背景

総務省消防庁は、消防の広域化を推進するため、平成 18 年 6 月に消防組織法の一部改正を行いました。

このことを受け、本県では、国の定める広域化の期限（平成 24 年度末）内に 8 ブロック、その後、4 ブロック、1 ブロックの段階的な広域化を推進していくとして、平成 20 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、消防の広域化の推進に取り組んでいます。

【消防の広域化の意義】

消防の広域化は、複数の市町が消防事務を一部事務組合等で共同処理したり、市町が他の市町に消防事務を委託するものです。

消防の広域化は、消防体制の規模を拡大することにより、災害対応力を強化し、住民サービスの一層の向上を図るものであり、発災時の初動対応の強化、現場到着時間の短縮などのメリットがあります。

2 現状と課題

(1) 現状

「三重県消防広域化推進計画」に基づき、広域化の第一段階である 8 ブロックの実現に向け、単独消防本部の 2 ブロックを除く 6 ブロックにおいて、市町と協議しながら消防の広域化に向けた取組を進めています。

【平成 23 年度の取組状況】

①四日市・菟野ブロック

- ・消防広域化研究会
研究会：2 回、専門部会：6 回

②鈴鹿・亀山ブロック

- ・消防の諸課題に関する勉強会に向けた調整

③伊賀ブロック

- ・広域消防運営計画策定委員会
委員会：2 回、専門部会：12 回

④伊勢志摩ブロック

- ・消防防災研究会

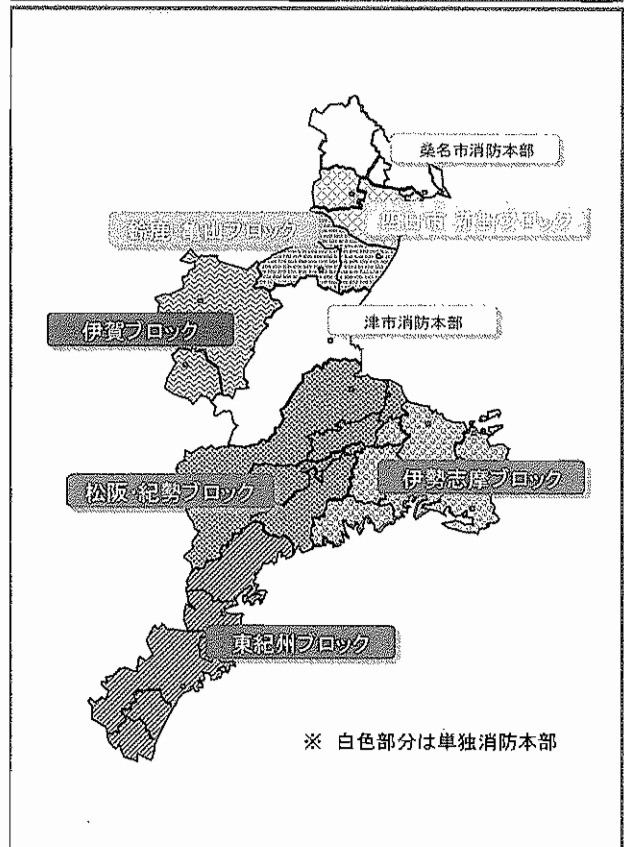
⑤松阪・紀勢ブロック

- ・消防の諸課題に関する勉強会に向けた調整

⑥東紀州ブロック

- ・消防のあり方勉強会の開催
専門部会：2 回

本県における広域化対象市町の組合せ



(2) 課 題

広域化の取組が進んでいるブロックもありますが、それぞれの地域の事情等から取組が進んでいないブロックもあります。

全国的にみても、平成 24 年 2 月現在、消防広域化推進計画に基づき広域化が計画されている 144 ブロックのうち、広域化に向けた協議会、協議組織が設立されているのは 28 ブロックで、全体の 19% という状況です。

3 今後の取組

平成 25 年度以降の国の動向を注視しながら、各ブロックの取組状況に応じて引き続き支援していきます。

10 消防救急無線のデジタル化について

1 これまでの経緯

消防救急無線については、県内 15 消防本部が独自で運用していますが、電波法に基づく周波数割当計画の変更により、平成 28 年 5 月 31 日までにアナログ方式からデジタル方式への移行が求められています。

総務省消防庁は、デジタル方式への移行には多額の経費を要することから、県域 1 ブロックでの共同整備（無線の広域化、無線の共同化。）が望ましいとし、広域化整備計画を求めています。

（平成 17 年 7 月 15 日付け消防消第 141 号消防庁通知）

- 無線の広域化
消防本部相互及び県庁（調整本部）間のネットワーク構築
- 無線の共同化
無線基地局等を共同整備・共同利用し、費用の低廉化

これを受け、平成 18 年度に消防本部と県とで「三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画」を策定、平成 22 年度には、消防長会と県とで基本設計を実施しました。

平成 22 年 12 月には、消防本部による共同整備について意見がまとまらなかったことから、市長会、町村会から県に対し、共同整備業務を県に担ってほしい旨の要望書が提出されました。

これを受け、県は、広域的支援の観点から、共通波設備（※）に関し、県防災行政無線の活用などの技術的支援や、県域一体となった共同整備にかかる実施設計、建設工事の発注及び施工管理業務を受託することとしました。

※ 消防救急無線の種類について

名称	説明
共通波	○一つの都道府県内に属する消防本部相互の応援活動を行う場合に使用される周波数（主運用波） ○異なる都道府県の消防本部相互の応援活動を行う場合に使用される周波数（統制波）
活動波	○それぞれの消防本部管轄区域において、消火・救急業務の活動を行うために使用する周波数

2 平成 23 年度の取組

県は、県域一体となった共通波設備の実実施設計を行い、継続して事業を推進していくため、消防長会と県とで「三重県消防救急無線デジタル化推進協議会」を設置し、円滑な調整を図っています。

また、平成 24 年度からの共同整備に係る費用負担及び財源等について協議するため、市町財政担当者、消防職員とで構成する「三重県消防救急無線デジタル

化あり方検討会（以下「あり方検討会」という。）が設立され、県もこれに参画し、協議を進めてまいりました。

市長会・町村会は、あり方検討会の答申を受け、①三重県自治会館組合が消防救急無線デジタル化の事業を受け入れるため、新たな事務組合への再編を進めることや、②新たな事務組合が、共通波整備費の財源を起債により確保し、その償還財源に市町村振興基金を活用することが承認され、整備実施に向けた具体的な体制が整ってきたところです。

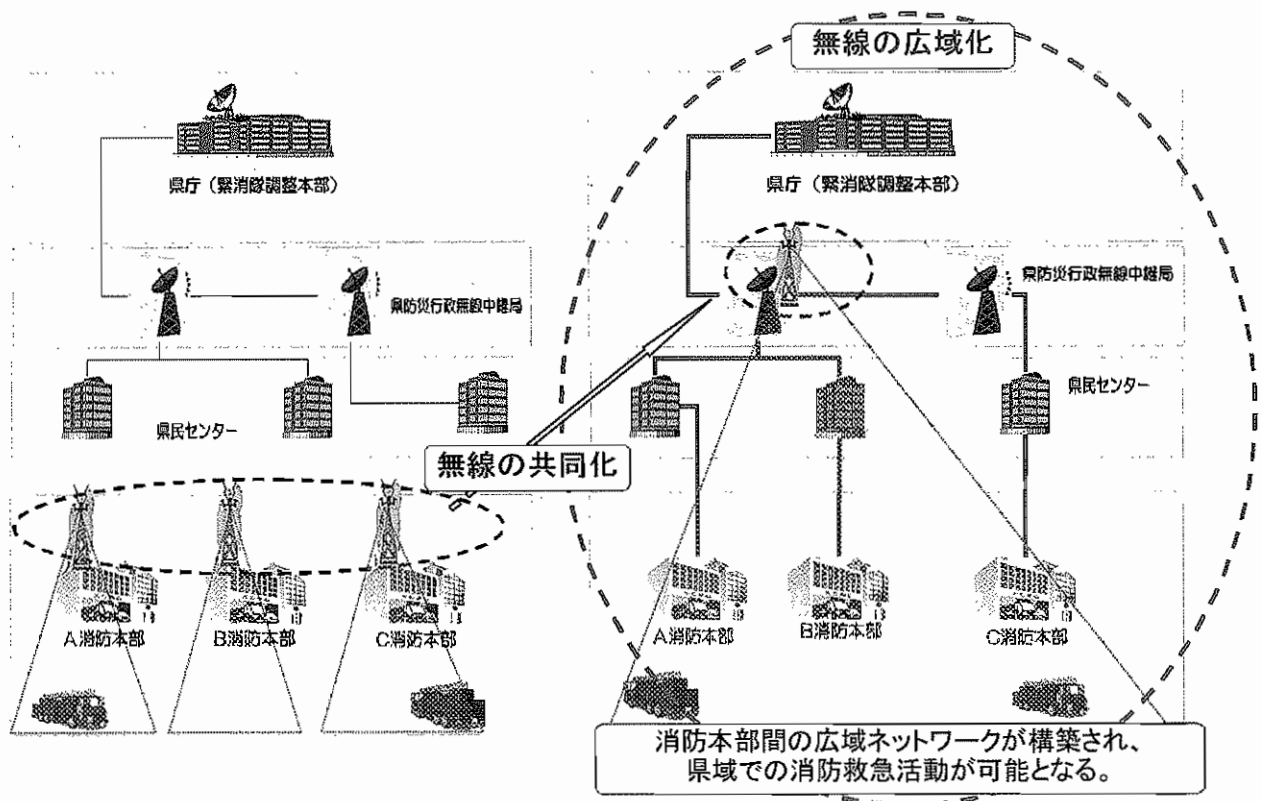
3 消防救急デジタル無線整備に向けた今後の取組

消防救急無線デジタル化の事業及び今後の維持管理を行うため、三重県自治会館組合と三重県市町職員退職手当組合とが統合され、平成 24 年 5 月 1 日に「三重県市町総合事務組合」が設立されました。

同組合は、起債に係る事務、市町負担金に係る事務の他、県への整備事業の委託事務を行います。県は、同組合から委託を受け、平成 24 年度～平成 26 年度の 3 ヶ年の事業として、共通波の共同整備工事に着手していく計画です。

なお、活動波については、消防長会で各消防本部が整備することを決定しているため、県は技術的なサポートなどを行っていきます。

今後とも、県内市町が行う消防救急無線のデジタル化が円滑に進むよう、市町整備の調整や、計画立案等での技術的な指導・支援といった取組を進めてまいります。



単位：千円

事業名／整備年度	H24	H25	H26	合計
三重県消防救急デジタル無線整備事業	0	1,025,000	2,040,000	3,065,000

11 石油コンビナートの防災対策について

1 予防・保安対策の概要

石油コンビナート地域においては、危険物施設については消防法、高圧ガス施設については高圧ガス保安法等、個別の保安関係諸法により規制が行われています。

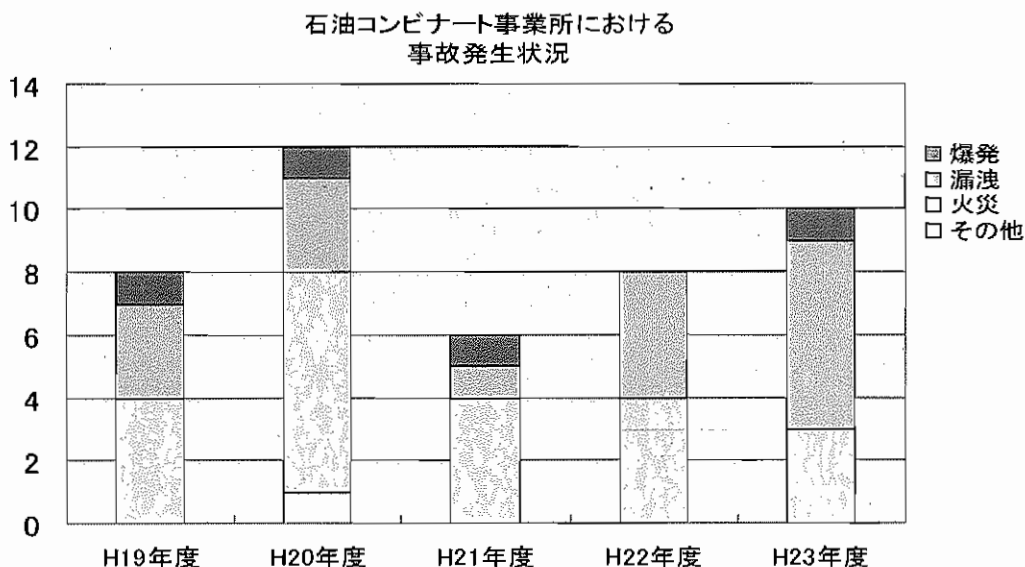
しかし、コンビナートでは、危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積していることから、上記に加え、各施設のレイアウト規制、防災施設・資機材等の設置・配備、防災組織の設置等について定めた石油コンビナート等災害防止法により総合的な対策がとられています。

同法では、全国で 85 地区のコンビナート地域（特別防災区域）が指定され、同区域内で規制を受ける事業所（特定事業所）は 715 事業所となっています。三重県では、四日市臨海地区及び尾鷲地区の 2 区域が指定され、特定事業所数は 36 事業所（四日市 35、尾鷲 1）となっています。

県では、同法に基づき石油コンビナート等防災本部を設置し、コンビナート地域に係る防災計画を作成してその実施を推進するとともに、災害が発生した場合には、事業者ほか関係機関が防災計画に基づき実施する応急対策に係る連絡調整等を行っています。

2 事故災害の現状と対策

コンビナート地域では、危険物漏えいなどの事故が平成 23 年度は 10 件（四日市 9、尾鷲 1）発生しており、過去 5 年間は、平成 20 年度の 12 件を除き毎年度 8 件前後で推移しています。事故原因のほとんどは腐食等設備の維持管理上の問題やヒューマンエラーに伴うもので、各個別法による立入検査のほか、消防その他関係機関と連携して保安対策セミナーの開催や防災訓練の実施等により事故の発生防止や拡大防止を図っています。

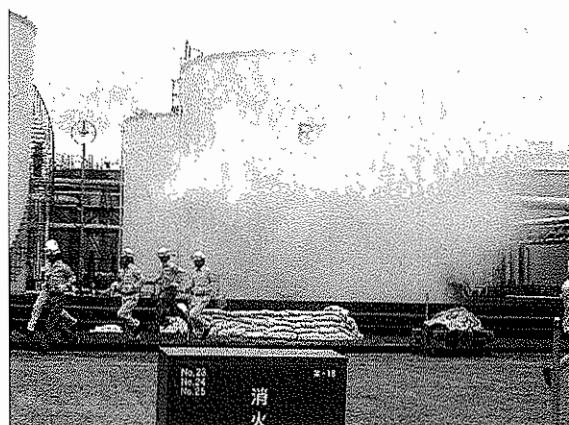


また、十勝沖地震を契機として平成 20 年に配備された大容量泡放射システムについて、対象特定事業所における実機を使用した訓練を継続し、運用の検証を行っています。

○ 保安対策セミナー（平成 23 年 12 月 14 日 四日市市）



○ 石油コンビナート防災訓練（平成 23 年 9 月 2 日 四日市臨海地区）



3 地震・津波対策

(1) 地震・津波対策の現状

① 地震動

一定規模以上の危険物施設等は、各関係法令により耐震設計が義務付けされているほか、貯槽等の主要な設備は異常事態を感知した場合、緊急遮断弁等の安全装置により被害拡大防止措置が講じられるようになっており、本県のコンビナート地域では、過去、地震による二次災害（火災、爆発等）は発生していません。

なお、現行の三重県石油コンビナート等防災計画では、事業者に対し、プラント本体のほか制御室・事務室等周辺施設の耐震性向上にも努めるよう求めています。

② 津波

津波に関しては、現在、法的な規制はほとんど無く、防潮堤や防波堤等の構造物の設置によって、一定範囲の地域を津波から防護することが基本的な対策となっていますが、国において昨年度に引き続き、東日本大震災を踏まえた対応策の検討が進められています。

(2) 東日本大震災を受け実施した対策

昨年3月の東日本大震災を受け、三重県でも南海トラフの巨大地震発生が懸念されていることから、コンビナート地域の防災対策推進のため以下の対応を実施しました。

① 高圧ガス設備の緊急点検

東日本大震災発生直後に、高圧ガス保安法の規定に基づく耐震設計が義務付けられている設備等797基について、目視による緊急点検を実施しましたが、当該地震による被害はなく、耐震上問題のある設備もありませんでした。

② 地震・津波対策に係る調査の実施と課題抽出

高圧ガス設備の耐震化状況や地震・津波対策の実施状況について、事業者に対しアンケート調査を実施し、その結果から大きく以下の課題を抽出しました。

- ・ 津波警報等発令時のプラント停止判断基準
- ・ 津波の波力、浸水に対するプラント設備の対応
- ・ 津波に伴う漂流物対策
- ・ 防災活動に必要な事業所内通路等の液状化対策
- ・ 通信手段の確保

③ 事業者への取組要請

四日市臨海地区コンビナート事業者と関係行政機関との懇談会を平成23年10月19日に開催し、消防機関からの防災診断結果報告・指導と併せて、上記課題への早期の取組を要請しました。

(3) 今後の対応

引き続き、事業者との協議を行いながら、可能なものから対策の実施を要請していきます。

また、国の動向も踏まえてコンビナート防災計画の修正を順次行っていくとともに、今後予定される南海トラフの巨大地震に係る被害想定やコンビナート防災アセスメント手法の見直し結果に基づき、新しく防災アセスメントを実施して、防災計画の大幅な見直しを図ります。

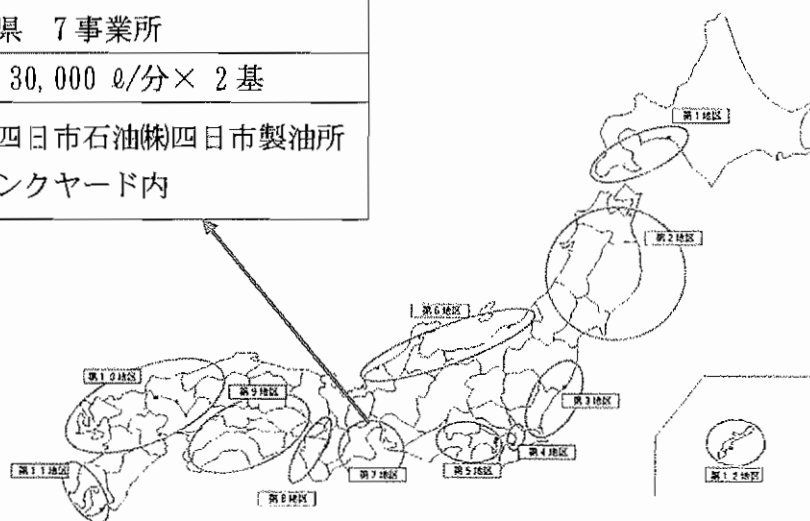
○ 大容量泡放射システム

平成15年9月に発生した北海道十勝沖地震において危険物タンクが全面火災となった際、消火に40数時間を要しました。石油コンビナートが従来常備している大型化学消防車などではこのような全面火災に対応が困難なことから、平成16年に石油コンビナート等災害防止法が改正され、平成20年11月末までに配備が義務づけられました。

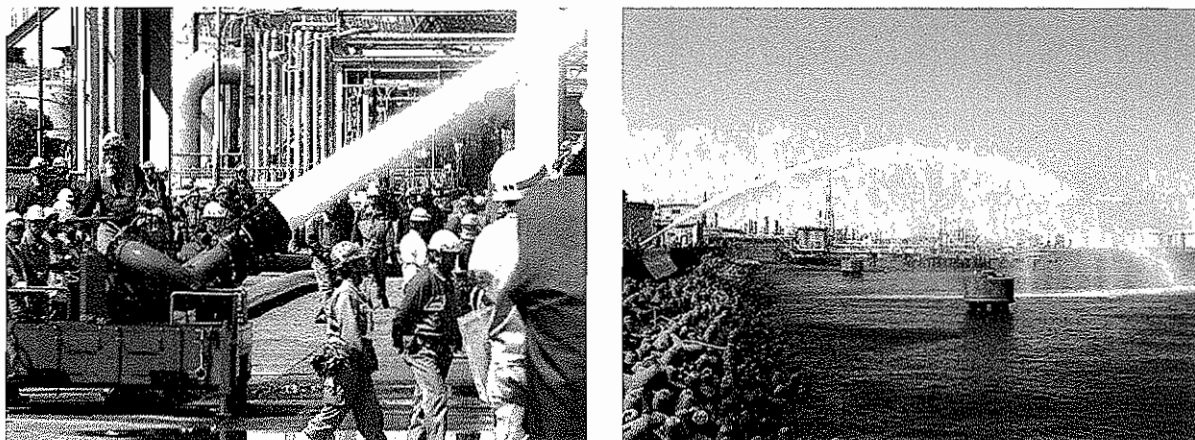
本システムは、全国のコンビナート85地区を12のブロックに分割し、各ブロック内の事業者が広域共同防災組織を設立して配備し、ブロック内で共同で運用するものです。

【中京地区広域共同防災協議会】

構成事業所	三重県 4事業所 愛知県 7事業所
放射能力	最大 30,000 ℓ/分×2基
常置場所	昭和四日市石油(株)四日市製油所 桶タンクヤード内



【大容量泡放射システムを使用した防災訓練（平成22年5月 四日市臨海地区）】



12 事業所等における予防・保安対策について

1 概要

防災対策部では、高圧ガス、LPガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対して、それぞれの危険性の特性に応じた規制を適切に実施することにより、災害や事故の発生を防止しています。

なお、石油タンク等の危険物施設については、消防法に基づき各市町消防本部・消防組合が規制・指導を行っています。

(1) 高圧ガス・LPガス関係

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等に関して、許認可並びに施設等に対する完成検査、保安検査及び立入検査により、保安の確保に努めています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、一般消費者に対するLPガス販売事業等に関して、許認可及び立入検査により保安の確保に努めています。

●高圧ガス関係事業所数（製造所、貯蔵所等）※	826
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	452
巡回点検実施事業所数	206
●LPガス販売所数※	510
当該販売所に対する立入検査件数	455

(2) 火薬類関係

火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵等に関して、許認可並びに施設等に対する完成検査、保安検査及び立入検査の実施により、火薬類の保安の確保に努めています。

●火薬類取扱事業所数（煙火製造所、火薬庫、販売所）※	140
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	118

(3) 電気関係

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録並びに事業者の事務所等への立入検査及び現地調査を実施し、電気工事の欠陥等による事故の発生防止・拡大防止に努めています。

●電気工事業関係事業所数※	1,718
当該事業所に対する立入検査及び現地調査件数	231

(4) 消防関係

消防法に基づき、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施し、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止に努めています。

●危険物取扱者保安講習	24回実施	3,799名受講
●消防設備等の工事又は整備に関する講習	9回実施	818名受講

※ 事業所数等は平成22年度版消防防災年報の数値、検査件数等は平成23年度実績値。

2 コンプライアンス確保への取組

平成 21 年度から、コンプライアンス推進事業を実施し、高圧ガス関係業者等に対し、コンプライアンス研修会、保安対策講演会等を実施しコンプライアンスの徹底を図っています。

- コンプライアンス研修 平成 24 年 3 月 15 日、19 日（四日市市、津市）
高圧ガス関係の許認可手続き及び施設管理の留意点等について、関係法令に基づく講義を実施
- 保安対策セミナー 平成 23 年 12 月 14 日（四日市市）
「最近の高圧ガス事故と東日本大震災の状況」について講演会を実施
- 保安対策講演会 平成 23 年 10 月 26 日（津市）
「クライシスコミュニケーション-事故発生時の報道対応-」について講演会を実施
- ハザード低減体験研修 平成 23 年 9 月 5 日、9 日、21 日（四日市市）
高圧ガスや可燃物の危険性の理解のため、火災・爆発等の模擬実験体験研修を実施

3 今後の取り組み

昨年度に引き続き、保安検査や立入検査並びにコンプライアンス研修や保安対策講習等を実施し、関係事業所等に対する保安の確保を図っていきます。

13 災害対策本部の新体制について

1 経緯

今世紀前半の発生が危惧される東海・東南海・南海地震に備えるため、昨年3月の東日本大震災や9月の紀伊半島大水害の教訓をふまえ、県災害対策本部の活動を検証するなかで、災害対策本部の組織体制について見直しを行い、平成23年度に三重県災害対策本部条例の改正を行うとともに、所要の規則等を整備しました。

●見直しのポイント

- ・東日本大震災のような大規模で広域的な災害に備えるため、初動期だけでなく応急・復旧期までを含めた災害対応ができる組織体制の整備
- ・紀伊半島大水害における災害対応では、情報収集等多くの分野に課題があったと検証していることから、これらの課題を解決できる組織体制の構築

2 災害対策本部新体制のポイント

東日本大震災、紀伊半島大水害の教訓をふまえ、見直しを図った災害対策本部新体制のポイントは以下のとおりです。

- (1) 危機管理統括監のもと一体的な災害対策を行える「災害対策統括部」の設置
災害対策本部に危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、統括部長の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における本部長（知事）の意思決定を支援し、全庁が一体となって災害対応を行うことができる体制とします。
- (2) 災害対策統括部に対応方針の立案や関係部局との調整を行う「部隊」の設置
災害対策統括部の中に、組織の縦割りを排除し、災害時に把握すべき情報が漏れなく把握できるとともに、発生するすべての業務のカテゴリーに応じた事務をそれぞれ処理することのできる部局長をリーダーとした部隊を編成することにより、本部長及び統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制とします。
- (3) 情報収集、市町支援等人的支援体制の確立を目的とした「派遣班」の設置
災害対策統括部総括部隊に派遣班を設置し、災害発生が危惧される時点から人員派遣がスムーズに実施できる体制を整備します。
- (4) 臨機応変に対応検討等を行うための「災害対策統括会議」の設置
対策立案機能の強化を目的に、本部長が災害予防や災害応急対策の実施の推進に関する方針等を決定する仕組みを明確にし、緊急かつ迅速に対処すべき事案について検討するため、災害対策統括会議を設置します。
なお、本部員会議では、本部長からの指示、災害対策統括会議で決定した方針等の承認、その他の報告等を行うこととし、公開で開催することによって、県の災害対応について県民へ情報発信を行います。

(5) 災害対策統括部の部隊各班の所掌事務等の明確化

部隊において災害対応業務を行う災害対策要員の事務分掌、名簿等を整備し、発災時に「どの班」が、「どのような業務」を「どういう人員」で実施するかを明確にします。

3 今後の取組について

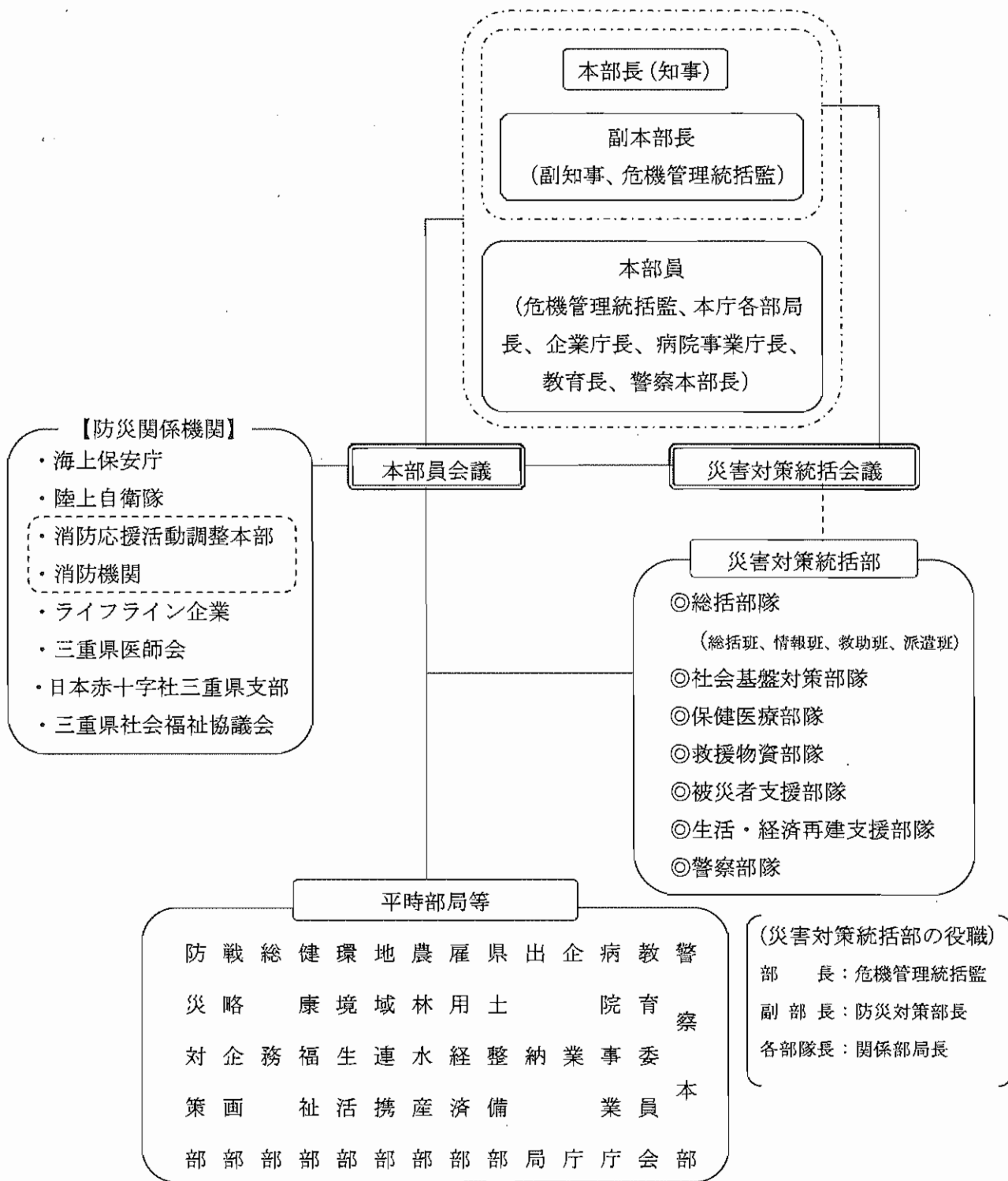
災害対策本部の見直しについては、昨年度末に新しい災害対策本部組織体制を構築し、現在、災害対策統括部における各職、所掌事務等について庁内各部局と調整しながら体制整備を進めているところです。

今後、図上訓練等で新体制の活動内容等を検証し、体制の整備拡充を図ることとしています。

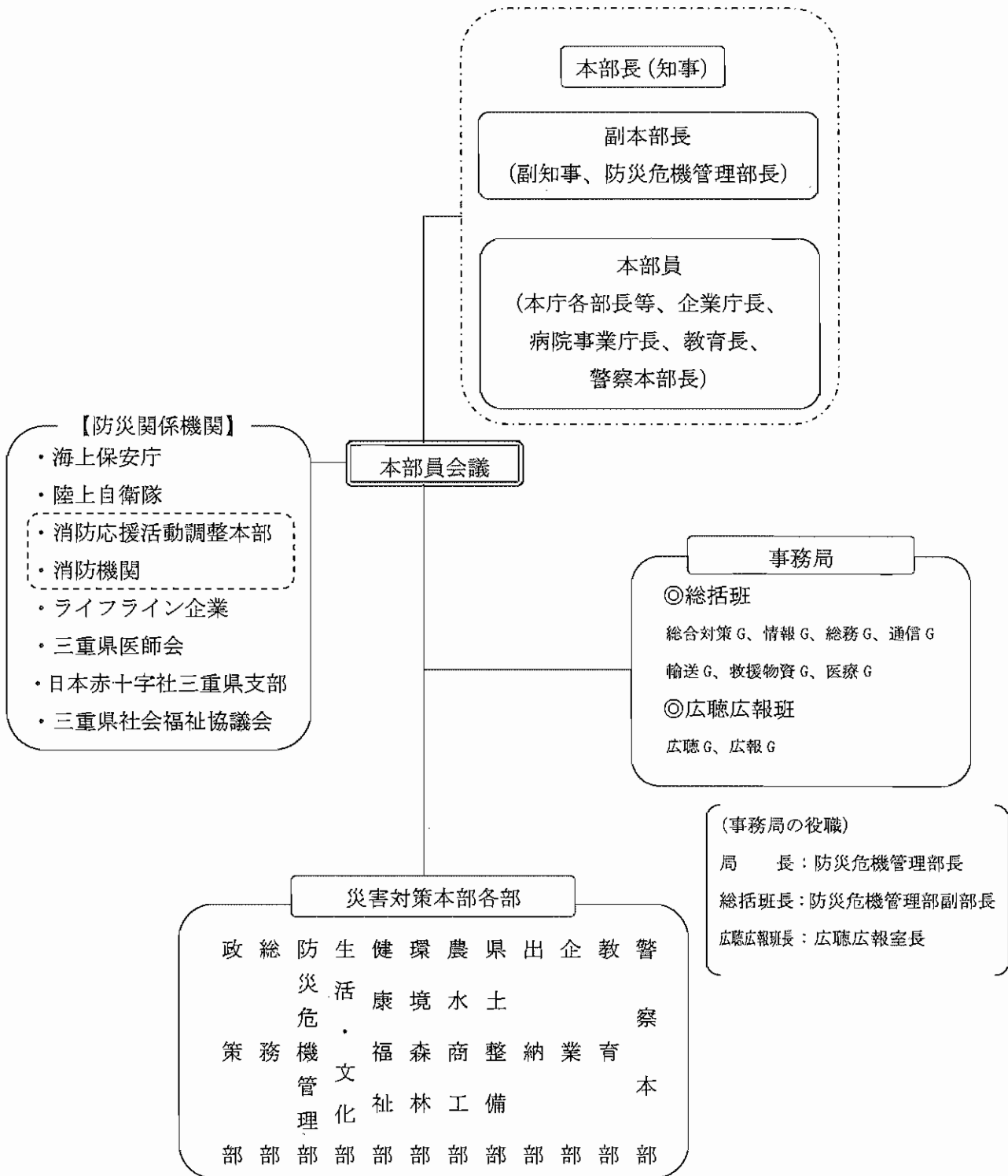
また、昨年の紀伊半島大水害において、災害対策本部の情報提供方法がわかりづらいという課題があったことから、わかりやすい情報提供のあり方についても検討を進めています。

なお、災害対策本部地方部については、本年度の地域機関の組織改編に併せて検討を進めていくこととしています。

三重県災害対策本部（新体制）



三重県災害対策本部（旧体制）



14 県と市町における災害時広域支援体制の構築について

1 経緯

平成 24 年 2 月 14 日の県と市町の地域づくり連携・協働協議会において、市長会から大規模災害時における広域支援体制の構築について提案がなされました。

この提案を受けて、県と市町が、災害時に迅速かつ的確に対応できる災害時広域支援体制の構築を目指し、互いの連携を深めることを目的に、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」を平成 24 年 2 月 28 日に発足させました。その中で具体策を検討するため、代表者会議を設置し、緊急の課題として、県と市町の災害協定について、見直しを含め具体的な検討を行っています。

2 県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議

【会議の構成】

- 連携会議：防災対策部災害対策課長、市町防災主管課長・室長
市長会事務局長、町村会事務局長、県民センター防災担当課長
- 代表者会議：防災対策部災害対策課長
5 市（名張市、桑名市、四日市市、伊勢市、熊野市）
5 町（大紀町、菰野町、朝日町、明和町、紀宝町）
市長会事務局長、町村会事務局長、県民センター防災担当課長

【会議開催状況】

- ・平成 24 年 2 月 14 日 県と市町の地域づくり連携・協働協議会
- ・平成 24 年 2 月 28 日 第 1 回連携会議
- ・平成 24 年 3 月 19 日 第 1 回代表者会議
- ・平成 24 年 4 月 16 日 第 2 回代表者会議
- ・平成 24 年 4 月 19 日 市長会定例会 中間報告
- ・平成 24 年 4 月 20 日 町村会理事会 中間報告
- ・平成 24 年 6 月（予定）第 3 回代表者会議
- ・平成 24 年 7 月（予定）第 2 回連携会議
- ・平成 24 年 8 月（予定）市長会定例会・町村会理事会

【現在の検討内容】

応援体制については災害の規模に応じて、県域を越えるもの、越えないものなど、様々なパターンが想定されるため、まずは県内の応援体制に限定し、三重県市町村災害時応援協定（平成 12 年 9 月）の見直し検討を進めています。

検討に当たっては、紀伊半島大水害において有効に機能した三重県災害等廃棄物処理応援協定や三重県水道災害広域応援協定を参考にし、

- ① 応援体制のブロック化
- ② 手続きの明確化
- ③ 連絡要員の派遣
- ④ 地方災害対策部が有効に機能する仕組み

を検討しています。

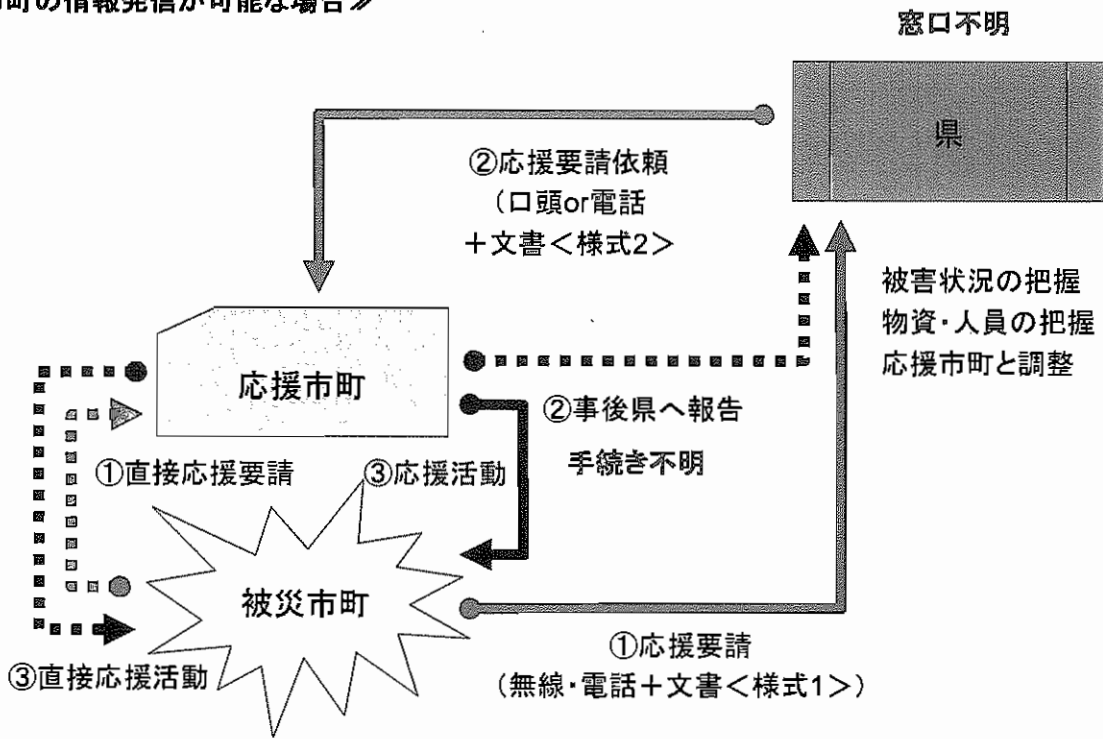
3 今後の予定

三重県市町村災害時応援協定の見直しについては、平成24年7月（予定）の第2回連携会議において、協定改訂（案）を提示し、全市町の同意を得た上で細目事項の検討に着手します。

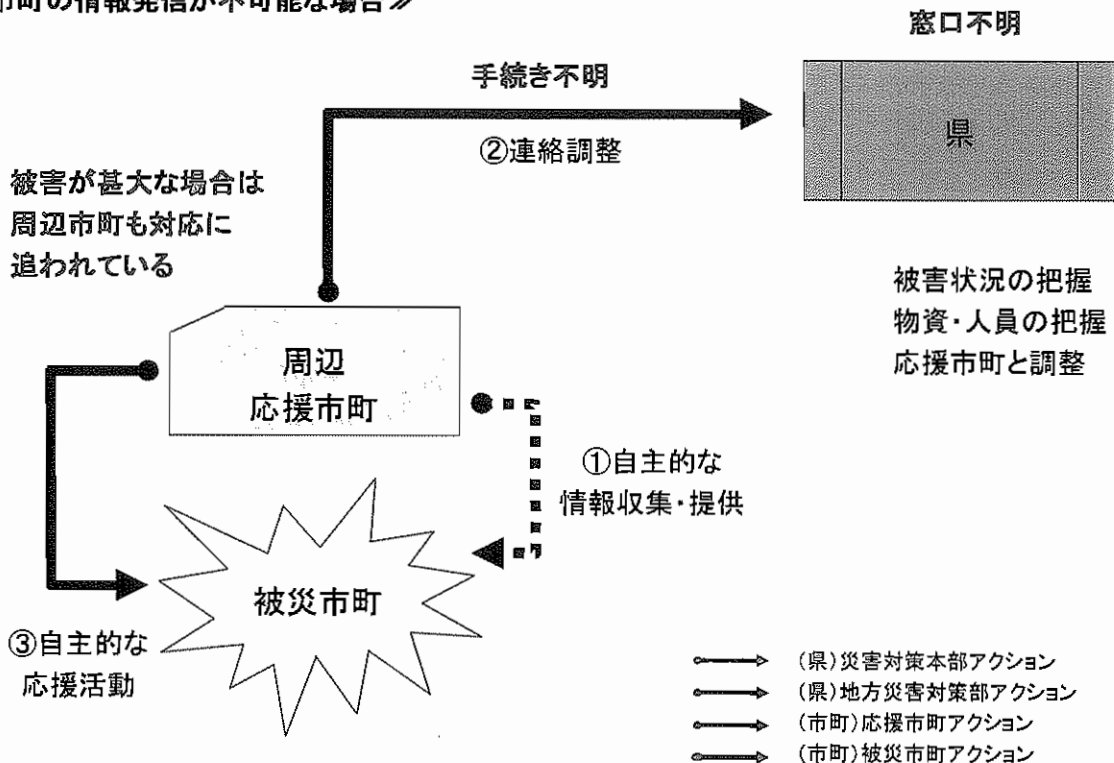
また、南海トラフ巨大地震のような三重県全域が被災することを想定した場合の県域を越える広域支援体制については、全国知事会等において検討が行われていることから、その動向に注視しながら今後も代表者会議で検討を行っていきます。

現行の三重県市町村災害時応援協定の枠組み

《被災市町の情報発信が可能な場合》

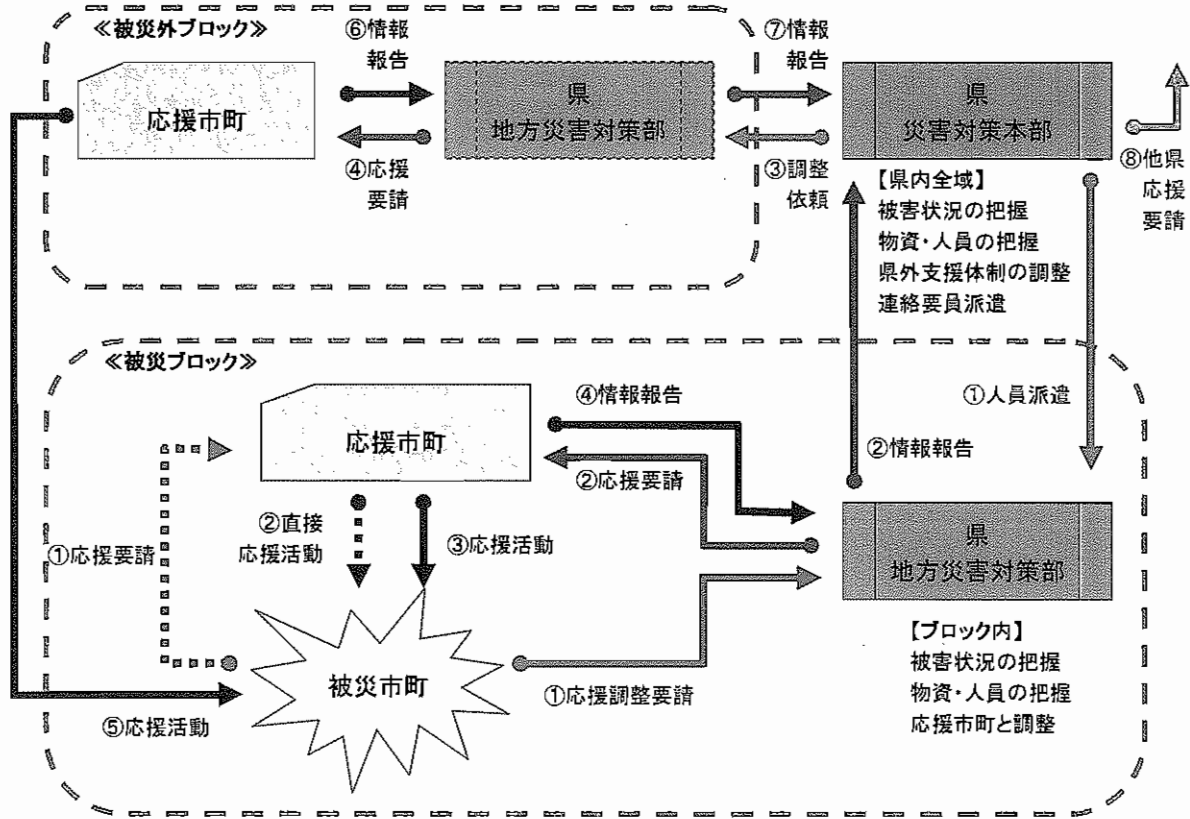


《被災市町の情報発信が不可能な場合》

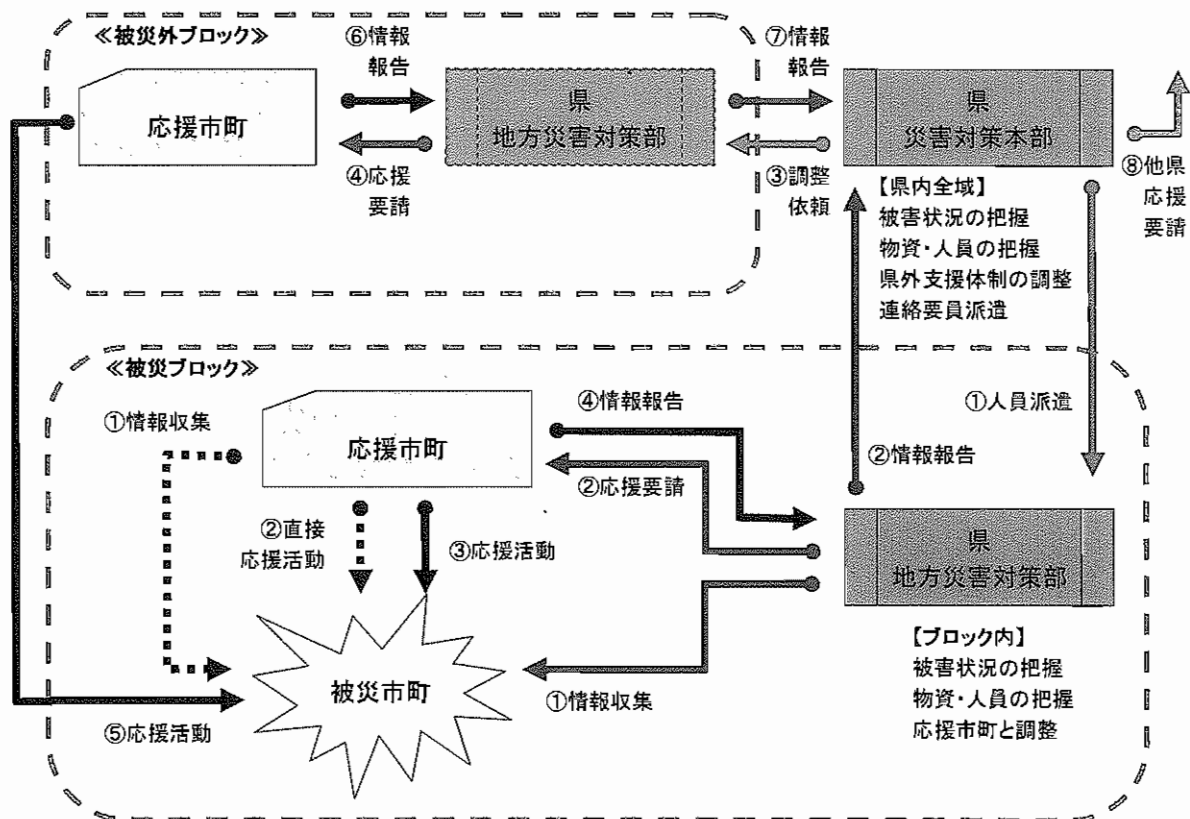


見直し後の三重県市町村災害時応援協定の枠組み(案)

≪被災市町の情報発信が可能な場合≫



≪被災市町の情報発信が不可能な場合≫



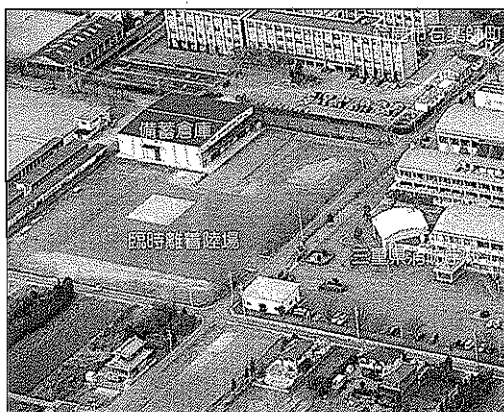
15 広域防災拠点の整備について

1 経緯

阪神・淡路大震災、東日本大震災のような広域的な災害が発生した場合、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するために、広域的な活動拠点を平常時から確保しておく必要があることから、平成8年度に「三重県広域防災拠点施設基本構想」を策定し、県内5つのエリアごとに防災拠点を整備することとしています。

拠点の名称	配置エリア	全体面積	整備状況
北勢拠点	北勢地域北中部	—	未定
中勢拠点	北勢地域南部 ～中南勢地域北部	5,658 m ²	H13年度整備済
伊勢志摩拠点	伊勢志摩地域北部 ～中南勢地域東部	35,732 m ²	H21年度整備済
伊賀拠点	伊賀地域	約 37,000 m ²	H22～24年度
東紀州拠点	東紀州地域	紀北 20,086 m ² 紀南 12,280 m ²	H18年度整備済 H19年度整備済

中勢拠点（H13年度完成）



※物資集配、応援要員受入などは、三重県消防学校を活用

東紀州（紀北）拠点（H18年度完成）



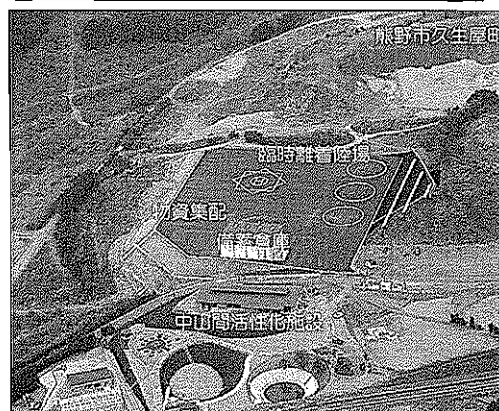
※備蓄倉庫、応援要員受入などは、くろしお学園校舎を活用

伊勢志摩拠点（H21年度完成）



※本部員会議、応援要員受入などは、県営サンアリーナを活用

東紀州（紀南）拠点（H19年度完成）



※本部員会議などは、中山間活性化施設を活用

2 広域防災拠点の機能

機能		概要
災害時	空 輸 機 能	○被災地域外から被災地域内への救援物資及び要員の輸送、被災地域内から被災地域外への重症患者の搬送等のためのヘリポート
	物 資 集 配 機 能	○物資の荷捌き・一時保管、駐車スペース（トラックターミナル等）
	応援要員等受入機能	○応援要員等を受け入れ、一時的な滞在のためのスペースを提供するとともに、被災地への搬送支援等
	情 報 通 信 機 能	○災害対策活動の展開に必要な情報を集約・発信・共有化できるようにするための情報・通信設備（防災行政無線設備）
	連絡・調整・決定機能	○現地災害対策本部の運営に必要な施設・スペース等
平常時	保 管 機 能	○ 応急復旧用資機材等（※）を備蓄するための保管施設
	教育・訓練・啓発機能	○市町や防災関係機関、自主防災組織等の訓練や研修 ○県民に対する防災知識の普及啓発活動等

（※）主な備蓄物品

発電機、投光機、担架、防水シート、簡易トイレ、浄水器、毛布等

3 伊賀広域防災拠点施設の整備

三重県広域防災拠点施設基本構想にもとづき、三重県立上野農業高校（平成 22 年末に廃校）跡地に、伊賀地域の広域防災拠点施設を整備しています。

伊賀地域は、東海・東南海・南海地震による被害が比較的少なく、発災時には県内の他地域の支援拠点として機能すること、関西方面からの支援受入窓口としても機能することが期待されています。

【伊賀拠点整備計画】

- 平成 22 年度 地形測量、防災拠点施設詳細設計
- 平成 23 年度 拠点施設整備工事、校舎解体工事、校舎改築等実施設計
- 平成 24 年度 校舎改築工事、防災行政無線設置

全体事業費 約 5 億円（概算）

4 広域防災拠点施設基本構想の見直し及び北勢拠点の検討

平成 8 年度に策定された「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、順次防災拠点の整備を進めているところですが、東日本大震災、紀伊半島大水害では、防災拠点施設の被災、燃料不足によるヘリコプターや救助活動車両の活動能力の低下、緊急消防援助隊が迅速に集結し救助活動を長期間広範囲に行うための機能が無い、といった課題がありました。

そこでこれらの課題を検証し、三重県における広域防災拠点・資機材整備のあり方を整理するとともに、緊急消防援助隊が災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施できる総合進出拠点の必要性も考慮しながら、北勢拠点の整備について検討を行います。

検討にあたっては、「三重県防災会議」のもとに「広域防災拠点施設等構想検討委員会」を設置し、専門的見地から検討を行うこととします。

【具体的な検討内容】

- (1) 広域防災拠点の役割、機能、装備、資機材等に関する事
- (2) 広域防災拠点の管理運用に関する事
- (3) 緊急消防援助隊等の応援部隊の総合進出拠点の役割、機能等に関する事
- (4) 北勢拠点の候補地に関する事

予算額 11,057 千円

16 防災訓練等について

1 概要

東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、即応型のより実践的な訓練を実施することにより、県民及び職員の災害対応力の向上と防災活動に関する意識の高揚を目的として実施します。

2 平成24年度防災訓練の基本的考え方

図上訓練や実動訓練等様々な訓練を行うことにより、災害対策本部の新体制、地域防災計画、緊急地震対策行動計画などの検証を行います。

図上訓練は、段階的かつ着実に実施し、新体制における初動時の実践的対応能力の向上を図ります。特に出水期までに新体制による対応能力を整えます。

実動訓練では、初動期に重要な役割が期待される住民、自主防災組織等の参加に重点を置いた訓練及び住民と防災関係機関等相互の連携を強化した訓練を行うとともに、国民保護に係る三重県最初の実動訓練を行います。

3 訓練内容

(1) 非常参集・伝達訓練

三重県地域防災計画に基づき「三重県職員非常参集・伝達訓練」を抜き打ちで実施し、非常時における県職員の迅速な参集について検証します。

- ・ 情報伝達訓練（防災対策部） 4月15日（日）
- ・ 情報伝達訓練（全職員） 4月23日（月）
- ・ 非常参集訓練（防災対策部） 9月初旬
- ・ 非常参集訓練（全職員） 9月中旬

※上記以外にも、再度の情報伝達訓練を計画しています。

(2) 総合防災訓練（図上訓練）

災害対策本部の見直しによる新体制での災害対応の検証を行うとともに、県災害対策本部の大規模災害時における対処能力の向上を図るため実施します。

- ・ 災害対策本部統括部機能別訓練 4月26日（木）、27日（金）
5月10日（木）、11日（金）

新しい体制となった統括部の基本的な機能、連携を検証する。

- ・ 第1回 災害対策本部統括部運営訓練 6月14日（木）
統括部の基本的な活動について訓練し対応能力を向上させる。

- ・ 第2回 災害対策本部設置・運営訓練 8月10日（金）
応急対策活動について市町と連動して訓練を実施する。

- ・ 第3回 災害対策本部総合運営訓練 2月8日（金）
総合的かつ組織的応急対策活動について実践的訓練を実施する。

(3) 総合防災訓練（実動訓練）

南海トラフを震源とした海溝型地震及び津波が発生したとの想定のもと、県民主体の防災対応、各関係機関の連携強化、防災活動に関する技術の向上を目的として実践的な実動訓練を実施します。

① 三重県・鈴鹿市総合防災訓練

鈴鹿市地域住民、防災関係機関等の連携を重視した総合防災力強化のための訓練を行う。

日時： 9月2日（日） 8時30分から12時30分
主催： 三重県、鈴鹿市、三重県消防長会
場所： 三重県消防学校、鈴鹿市内地域

② 三重県・鳥羽市一斉津波避難訓練

甚大な被害が予想される津波対策に特化した訓練を行う。

日時： 11月17日（土）
主催： 三重県、鳥羽市
場所： 鳥羽市内沿岸全域、鳥羽市立東中学校

(4) 国民保護に係る実動訓練

大規模テロを想定した国民保護措置に係る実動訓練を国との共同により各関係機関の対処能力の向上及び相互の連携強化を図るために実施します。

・ 三重県国民保護共同実動訓練

化学剤散布テロに伴う被害者の救出・救護、除染、DMATによる医療救護等の訓練を行う。

日時： 平成24年 秋
主催： 内閣官房、総務省消防庁、三重県、伊勢市
場所： 伊勢市（県営サンアリーナ他）

(5) 他府県と連携した訓練

近隣府県との災害応援協定等に基づき、災害時の連携強化を図るため実施します。

- ・ 4県（三重、和歌山、徳島、高知）共同津波避難訓練 7月29日（日）
- ・ 中部ブロック緊急消防援助隊合同訓練 時期、場所未定
- ・ 近畿府県合同防災訓練（仮称）（兵庫） 10月27日（土）、28日（日）
（近畿ブロック緊急消防援助隊合同訓練）
- ・ 中部9県1市情報伝達訓練 時期未定
- ・ 近畿府県合同防災図上訓練（仮称） 時期、場所未定

平成24年度 防災訓練スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(1) 非常参集・伝達訓練	● 情報伝達訓練(防災対策部) 4月15日(日)	● 情報伝達訓練(全職員) 4月23日(月)				● 非常参集訓練(防災対策部) 9月初旬	● 非常参集訓練(全職員) 9月中旬					
(2) 総合防災訓練 (図上訓練)	● 災害対策本部統括部機能別訓練 4月26日(木)、27日(金)	● 災害対策本部統括部機能別訓練 5月10日(木)、11日(金)	● 第1回災害対策本部統括部 運営訓練 6月14日(木)		● 第2回災害対策本部 設置・運営訓練 8月10日(金)						● 第3回災害対策本部 総合運営訓練 2月8日(金)	
(3) 総合防災訓練 (実動訓練)						● 三重県・鈴鹿市総合防災訓練 9月2日(日)		● 三重県・鳥羽市一斉津波避難訓練 11月17日(土)				
(4) 国民保護実動訓練								● 国民保護共同実動訓練 秋				
(5) 他府県と連携した訓練				● 4県共同津波避難訓練 7月29日(日)			● 近畿府県合同防災訓練(仮称) (近畿ブロック緊急消防援助隊合同訓練) 10月27日(土)、28日(日)			● 近畿府県合同防災図上訓練(仮称) 時期未定		● 中部9県1市情報伝達訓練 時期未定
							● 中部ブロック緊急消防援助隊合同訓練 時期未定					

17 危機管理の推進について

1 三重県危機管理方針等について

本県では、平成16年4月に、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」及び「三重県危機管理実施手順」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的に危機管理に取り組んでいます。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施手順

危機管理を実施する際の具体的な行動指針やサポートツール等をまとめたもので、課長等の職員の行動手引書となるものです。

2 危機管理体制について

平成24年度から、平常時には全庁的な視点で危機を察知し、災害や危機の発生時には、各部局を横断して強い指揮権限を持つ職として「危機管理統括監」を設置しました。防災対策部においては、危機管理統括監の統括の下、各部局等の危機管理に対する助言、調整等を行うとともに、部局、県民センターへの危機管理責任者の配置、危機管理を推進するための連絡調整機関である危機管理責任者会議の設置などにより、全庁的な危機管理体制を構築しています。

3 主な取組

(1) 危機・リスク情報の早期把握と対応

各部局等において、危機・リスク情報（県民生活に好ましくない影響を与える事態や県の組織運営において県民の信頼を損なう事態の発生につながる恐れがある情報）を認知した場合には、危機管理統括監まで報告を迅速に行うよう求めており、その上で必要に応じ知事まで速報するとともに、各部局等に対して、その処理対応について助言、調整等を行っています。

(2) リスク情報等の活用

職員向けの庁内ホームページにヒヤリハット事例、過去の危機発生事例、危機管理に関する情報等を掲載することにより全庁への情報共有を行い、危機発生の防止を図っています。

また、昨年度から、新聞等で報道された、他所の危機事例の情報を迅速に全庁に情報共有するしくみとして「リアルタイムメール」の運用を開始しています。

(3) 発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

本県において危機が発生した場合には、危機発生の原因（人的要因、システムの要因）や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じています。

(4) 危機管理の取組状況のモニタリング

部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組改善を支援しています。

(5) 研修、訓練等

- ① 各階層別昇任時職員を対象とする危機管理研修の実施
- ② 危機管理責任者、危機管理推進者、全次長級職員を対象とした専門的な研修の実施
- ③ 県職員及び市町職員を対象とした危機管理セミナーの実施
- ④ 個別危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

4 今後の対応方針

(1) 危機・リスク情報の迅速な報告の意識づけ

各部局等に対する指導啓発あるいは検証作業等を通じて、危機・リスク情報の迅速な報告の重要性について職員への意識づけの徹底を図ります。

(2) 他所で発生した危機事例の分析検討と必要な措置の実施

他の自治体等で発生した危機事例について、機を失することなく、関係部局等と連携して分析検討し、本県における類似事例の発生防止に必要な措置を講じます。

(3) 発生した危機事案の検証の徹底

発生した危機事案の原因分析のほか、発生した危機への対処措置の内容やプロセスの適否にも注目して、徹底した検証を実施します。

(4) 研修等の充実

職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、より効果的な研修、訓練の実施に努めます。

(5) 各部局との連携

各部局の危機管理責任者等との連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確な対応を行うようにしていきます。

18 国民保護の推進について

1 国における関係法令等の整備について

平成 15 年 6 月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)が制定され、この事態対処法の成立を受け、平成 16 年 6 月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)が制定されました。

また、平成 17 年 3 月に国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針として、「国民の保護に関する基本指針」(基本指針)が閣議決定され、県が国民保護計画を作成する際の基準となるべき事項を定めた「都道府県国民保護モデル計画」が公表されました。

2 県・市町等のこれまでの取組

これを受け、県においては、平成 18 年 3 月に三重県国民保護計画を作成し、平成 19 年度以降、同計画に基づく国民保護訓練を毎年実施するなど、国民保護に関する各種取組を進めています。

(1) 県の体制整備

平成 17 年 3 月、「三重県国民保護協議会条例」、「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例」、「災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」の公布、施行

平成 17 年 4 月、三重県国民保護協議会の設置

(2) 県国民保護計画及び市町国民保護計画等の作成

平成 18 年 3 月、県国民保護計画の作成

平成 19 年 3 月末までに、29 市町の全てが国民保護計画を、8 指定地方公共機関の全てが国民保護業務計画をそれぞれ作成

(3) 県国民保護対策本部等活動要領等の作成

平成 20 年 3 月、県国民保護対策本部等活動要領の作成(武力攻撃事態等及び緊急対処事態における県国民保護対策本部の活動についての必要事項を規定)

平成 22 年度中には、全ての地方部において県国民保護対策本部等地方部活動要領を作成

平成 22 年 3 月、「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部事務局活動マニュアル」の作成(武力攻撃事態等及び緊急対処事態における、国民保護措置を実施するに当たっての具体的な行動内容や手続きについて整理)

(4) 県国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動措置の確認、緊急対処事態対策本部における業務の確認、関係機関相互の連携強化を主な目的として、県国民保護計画に基づく国民保護図上訓練を平成 19 年度以降毎年 1 回ずつ実施

(5) 市町へのJ-A L E R Tの整備促進

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段として市町へのJ-A L E R Tの整備促進を図ってきた結果、平成22年度末までに県内29市町の全てに整備されました。

(6) 市町避難実施要領のパターンの作成支援

住民の避難措置の際、市町毎の主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すため、各市町は避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておく必要があります。このため、県が作成した「国民保護計画に係る三重県避難要領」や「市町避難実施要領の手引き」を市町に提供するなどパターン作成に向けた支援を行っています。

【参考】指定地方公共機関

社団法人三重県エルピーガス協会、伊勢湾フェリー株式会社、三岐鉄道株式会社、社団法人三重県バス協会、社団法人三重県トラック協会、社団法人三重県医師会、三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社

【参考】全国瞬時警報システム（J-A L E R T：ジェイ・アラート）

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接そして瞬時に伝達するシステムです。（平成18年度から運用開始）

3 今後の対応方針

(1) 国民保護訓練の実施

訓練の積み重ねにより、対処能力の更なる研鑽に努めていく必要があることから、今年度以降も引き続き、国民保護訓練を実施していきます。

特に今年度は、国と共同の実動訓練を初めて実施することが決定しており、秋の訓練実施に向け、国及び関係機関と調整を行っています。

また、訓練で明らかになった課題について検証を行い、より実効性のある県国民保護計画、県国民保護対策本部等活動要領等になるよう見直しを行っています。

(2) 市町の国民保護施策への支援

各種事態に対応する市町の避難実施要領のパターンについて、引き続き作成支援を行うとともに、市町のその他の国民保護施策（市町国民保護計画の変更、国民保護訓練の実施等）についても、引き続き支援を行っています。